

## 第22 不動産取得税

### 1. 不動産取得税の概要

#### (1) 趣旨等

不動産取得税は、不動産（土地・建物）の取得に担税力があると考え、当該不動産所在の都道府県において、当該不動産の取得者に課税される都道府県民税である（地方税法第73条の2第1項）。

不動産の取得とは、不動産の所有権の取得をいい、有償無償を問わず、売買、交換、贈与、寄付、法人に対する現物出資、建設、公有水面の埋立、干拓による土地の造成等、様々な取得形態がある。

また、不動産登記は第三者への対抗要件に過ぎないことから、不動産登記の有無は、不動産の取得とは直接は関係しない。すなわち、不動産取得税は不動産登記の有無に関わらず、不動産の実質的な取得者に対して課税されることになる。

#### (2) 納税義務者

不動産取得税の納税義務者は、土地や家屋を有償無償の別、登記の有無に関わらず、売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）などにより取得した個人及び法人である（地方税法第73条の2）。

#### (3) 納税額

不動産取得税の税額は、「課税標準×税率」により算出される。不動産取得税の課税標準は不動産の価格である。

$$\text{不動産の価格※} \times \text{税率} = \text{不動産取得税額}$$

各種控除の適用がある場合、不動産の価格からその金額を控除した残りの額が課税標準額となります。

$$(\text{不動産の価格※} - \text{控除額}) \times \text{税率} = \text{不動産取得税額}$$

※ 不動産の価格とは、現実の売買価格や建築費用ではなく、原則として、市町の固定資産課税台帳に登録されている価格です（ただし、令和9年3月31日までに宅地や宅地比準土地を取得した場合は、価格が2分の1に軽減されます。）。

不動産の価格は、①固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産については、取得した年の固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。ただし、当該不動産について増築、改築などの特別な事情がある場合において当該価格により難しいときは、知事が固定資産評価基準によって価格を決定する。②固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産については、知事が固定資産評価基準によって価格を決定する。

不動産取得税の税率は、地方税法第73条の15において4%と規定されているが、

令和 9 年 3 月 31 日までに取得した土地及び住宅は 3%を適用することとなっている。

税率は次のとおりです。

| 不 動 産 を 取 得 し た 時 期    | 土地に対<br>する税率 | 家屋に対する税率 |      |
|------------------------|--------------|----------|------|
|                        |              | 住 宅      | 住宅以外 |
| 平成20年4月1日から令和9年3月31日まで | 3%           | 3%       | 4%   |

#### (4) 非課税

不動産取得税は不動産の取得に対して課されるが、次のものには不動産取得税が課税されない。

| 区 分                | 不 動 産 の 取 得 内 容                                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 形式的な所有権の移転等に対する非課税 | ・ 相続(包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。)による不動産の取得<br>・ 法人の合併及び一定の要件に該当する法人の分割による不動産の取得等 |
| 用途による非課税           | ・ 宗教法人や学校法人などが、その本来の事業の用に供する不動産の取得等                                                |

#### (5) 免税

課税標準となるべき額が次の免税点未満の場合には、不動産取得税は課税されない。

|     |                      |       |
|-----|----------------------|-------|
| 土 地 | 土地の取得                | 10 万円 |
| 家 屋 | 家屋の建築(新築・増築・改築)による取得 | 23 万円 |
|     | 家屋の売買・贈与・交換などによる取得   | 12 万円 |

#### (6) 申告と納税

不動産を取得した場合(不動産の取得から 60 日以内に登記の申請をした場合を除く)または軽減の適用を受ける場合は「不動産取得申告書」を不動産所在地の県税事務所に提出する。

納税については、県税事務所から送付される納税通知書により、定められた期限までに納付する。

#### (7) 住宅及び住宅用土地に関する軽減

一定の条件に合う住宅または住宅用土地を取得した場合には、不動産取得申告書を提出することで、住宅に係る控除または減額及び住宅用土地に係る減額が受けられる。

【住宅の取得に係る控除または減額】

- ◎ **特例適用住宅**(次の要件を満たすものをいいます。)を建築(新築・増築・改築)により取得した場合(新築未使用住宅の購入を含む。)

| 特 例 適 用 住 宅 の 要 件                                                                                                                                       | 住宅の価格から控除される額(1戸につき) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 床面積が 50 ㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては 40 ㎡)以上 240 ㎡以下 <sup>(※1)</sup>                                                                                                | 1,200 万円             |
| 床面積が 50 ㎡(戸建以外の貸家住宅にあつては 40 ㎡)以上 240 ㎡以下 <sup>(※1)</sup><br>長期優良住宅について認定を受けて新築されたもの(証する書類必要) <sup>(※2)</sup><br>(ただし、平成21年6月4日～令和8年3月31日までに新築されたものに限る。) | 1,300 万円             |

※1 現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。マンション等は共用部分の床面積を専有部分の床面積割合により按分した床面積も含まれます。また、床面積の中には住宅と同一敷地内にある住宅用附属家(物置、車庫等)が含まれます。

※2 一定以上の住宅性能(耐久性、耐震性、可変性、維持保全の容易性)を有し、建築に当たって維持保全に関する計画が作成された住宅で、建築確認事務を所管する行政庁が認定したものです。

- ◎ **個人が次の要件を満たした中古住宅(耐震基準適合既存住宅)**を取得した場合

| 耐 震 基 準 適 合 既 存 住 宅 の 要 件                                                                                                                                                                                                                      | 住 宅 の 新 築 年 月 日 | 住宅の価格から控除される額(1戸につき)                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 中古住宅のうち、1～3全ての要件を満たしたもの<br>1 取得した個人が自己の居住の用に供するもの<br>2 床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下のもの <sup>(※1)</sup><br>3 以下①、②のいずれかに該当するもの<br>①昭和57年1月1日以後に新築されたもの<br>② 上記①に該当しない場合、建築士等が行う耐震診断により新耐震基準に適合することにつき証明等(家屋の取得の日前2年以内に証明されたものに限る。)がされたもの <sup>(※2)</sup> | 新耐震基準に適合する場合    | 昭和 29 年 7 月 1 日～<br>昭和 38 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 昭和 39 年 1 月 1 日～<br>昭和 47 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 昭和 48 年 1 月 1 日～<br>昭和 50 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 昭和 51 年 1 月 1 日～<br>昭和 56 年 6 月 30 日  |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 昭和 56 年 7 月 1 日～<br>昭和 56 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 昭和 57 年 1 月 1 日～<br>昭和 60 年 6 月 30 日  |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 昭和 60 年 7 月 1 日～<br>平成元年 3 月 31 日     |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 平成元年 4 月 1 日～<br>平成 9 年 3 月 31 日      |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 | 平成 9 年 4 月 1 日以後                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                |                 |                                       |

※1 現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。マンション等は共用部分の床面積を専有部分の床面積割合により按分した床面積も含まれます。また、床面積の中には住宅と同一敷地内にある住宅用附属家(物置、車庫等)が含まれます。

※2 昭和29年6月30日以前に新築された住宅の場合は、上記要件を充足していたとしても控除されません。

- ◎ **個人が中古住宅(耐震基準不適合既存住宅)**を取得し、次の要件を満たした場合

| 減 額 の 要 件                                                                                                                                                                                                                               | 減 額 される 税 額 (上限)<br>(1戸につき) |                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|
| 昭和56年12月31日以前に新築された中古住宅のうち、次の1～3全ての要件を満たしたもの<br>1 床面積が 50 ㎡以上 240 ㎡以下のもの <sup>(※1)</sup><br>2 平成26年4月1日以後の取得であること<br>3 取得した個人が、取得した日から6月以内に、①耐震改修を行い、②耐震基準に適合していることの証明を受け、③その者の自己の居住の用に供すること <sup>(※2)</sup><br>(①～③を全て6月以内に完了することが必要。) | 新築年月日                       | 昭和 29 年 7 月 1 日～<br>昭和 38 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                         |                             | 昭和 39 年 1 月 1 日～<br>昭和 47 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                         |                             | 昭和 48 年 1 月 1 日～<br>昭和 50 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                         |                             | 昭和 51 年 1 月 1 日～<br>昭和 56 年 6 月 30 日  |
|                                                                                                                                                                                                                                         |                             | 昭和 56 年 7 月 1 日～<br>昭和 56 年 12 月 31 日 |
|                                                                                                                                                                                                                                         |                             |                                       |

※1 現況の床面積で判定しますので、登記床面積と異なる場合があります。マンション等は共用部分の床面積を専有部分の床面積割合により按分した床面積も含まれます。また、床面積の中には住宅と同一敷地内にある住宅用附属家(物置、車庫等)が含まれます。

※2 昭和29年6月30日以前に新築された住宅の場合は、上記要件を充足していたとしても控除されません。

【住宅用地の取得に係る減額】

| 区 分              | 減 額 が 適 用 さ れ る 場 合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 減額される額                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 特例適用住宅用地の取得      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に「特例適用住宅」が新築された場合（その土地を引き続き所有している場合、又は「特例適用住宅」の新築がその土地を最初に譲り受けた人によって行われた場合に限る。）</li> <li>○ 「特例適用住宅」を新築した人が、新築後1年以内にその住宅用地を取得した場合</li> <li>○ 新築未使用「特例適用住宅」とその住宅用地を、その住宅の新築から1年以内に取得した場合</li> <li>○ 自ら居住する新築未使用「特例適用住宅」（新築後1年超）を取得した人（個人）が、その住宅用地を同時又は前後1年以内に取得した場合</li> </ul> | AとBのいずれか多い方の額<br><br>A:45,000 円<br>B:土地1㎡当たりの単価×住宅の床面積の2倍(200㎡を限度)×3%<br>（一戸につき） |
| 耐震基準適合既存住宅用地の取得  | ○ 自ら居住する「耐震基準適合既存住宅」を取得した人（個人）が、その住宅用地を同時又は前後1年以内に取得した場合                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                  |
| 耐震基準不適合既存住宅用地の取得 | ○ 自ら居住する「耐震基準不適合既存住宅」で減額の適用要件を満たすものを取得した人（個人）が、その住宅用地を同時又は前後1年以内に取得した場合<br>（平成30年4月1日以降に取得したものに限る。）                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                  |

※ 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅及び耐震基準不適合既存住宅は、《住宅の取得に係る控除又は減額》の適用を受けるものを指します。

(8) 納税の猶予

土地を取得し、住宅用地として減額の申請を行いたいが、いまだ特例適用住宅が完成していない場合等や、耐震基準不適合既存住宅を取得して6月以内に耐震改修を行う場合には、当該住宅の完成（または取得）及び耐震改修が完了するまでの間、その取得に係る不動産取得税の納税を猶予する。

| 【対象不動産】納 税 の 猶 予 が 適 用 さ れ る 場 合                                                                               | 猶予期間   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 【土地】土地を取得した日から3年以内に前記要件を満たす特例適用住宅を新築する場合                                                                       | 3年以内   |
| 【土地】土地を取得した個人が、取得の日から1年以内にその土地の上にある前記要件を満たす耐震基準適合既存住宅を取得する場合                                                   | 1年以内   |
| 【住宅】耐震基準不適合既存住宅を取得の日から6月以内に、耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明を受け、かつ自己の居住の用に供する場合<br>【土地】当該耐震基準不適合既存住宅の取得後1年以内に土地を取得する場合 | 6月以内   |
| 【土地】土地を取得した個人が、取得の日から1年以内にその土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(減額の要件を満たすもの)を取得する場合                                             | 1年6月以内 |

(9) 課税客体の把握

不動産取得税の課税客体は不動産の取得である。不動産の取得には原始取得（新しくできた不動産を初めて取得することで、家屋の新築・増築・改築等による取得）と承継取得（他の人が所有していた不動産の所有権を引き継いで取得することで、既存家屋や土地を売買・譲渡等で取得）がある。

原始取得物件については、県が評価をするものは広島市を除く非木造家屋で、各市町と調整のうえ家屋規模に応じた評価分担を決めている。市町からの評価依頼及び建築確認の情報をもとに現地調査（家屋調査）<sup>40</sup>及び評価を実施している。県評価の対象外のものについては、市町からの情報をもとに情報を登録している。

承継取得分については、法務局調査<sup>41</sup>により把握した不動産の情報を登録する。土地区画整理事業に係る承継取得分について、法務局調査や市町調査を行い、情報を登録する。業務フローには「価格不明の土地については、価格を調査し、情報を登録する」とあるが、実務では価格不明の土地について基本的に県が評価することではなく<sup>42</sup>、市町の評価を待って情報を登録する。

---

<sup>40</sup> 新築家屋（未評価家屋を含む）の固定資産評価を行うため、図面等の資料を基に各部の仕上や設備等の確認を行う。

<sup>41</sup> 法務局から受理した登記済みデータと登記申請書を照合し、データ上で確認できない事項や漏れがないか等の確認を行う。なお、法務局データの保存期間が登記処理後1か月のため、月に数回取得している。

<sup>42</sup> 必要に応じて県が近傍地からの比準等により価格決定を行う場合がある。具体的な件数は、令和元年度7件、令和2年度13件、令和3年度14件、令和4年度9件、令和5年度2件である。

## 2. 不動産取得税の課税状況

不動産取得税の課税状況は以下の通りである。

| 区 分     | 建 築 又 は 移 転 |           | 課税対象とならないもの |           | 課 税 対 象 |           |             |
|---------|-------------|-----------|-------------|-----------|---------|-----------|-------------|
|         | 件 数         | 面 積       | 件 数         | 面 積       | 件 数     | 面 積       | 評 価 額       |
| 総 計     | 31,860      | 4,403,295 | 13,991      | 1,277,098 | 17,869  | 3,126,197 | 195,532,954 |
| ( 内 訳 ) |             |           |             |           |         |           |             |
| 木 造     | 17,807      | 1,801,480 | 9,802       | 969,617   | 8,005   | 831,863   | 28,556,636  |
| 建 築 分   | 10,706      | 992,406   | 7,857       | 772,272   | 2,849   | 220,134   | 20,637,425  |
| 専 用 住 宅 | 10,113      | 939,505   | 7,854       | 772,262   | 2,259   | 167,243   | 16,561,125  |
| 併 用 住 宅 | 212         | 18,964    | 0           | 0         | 212     | 18,964    | 1,602,777   |
| そ の 他   | 381         | 33,937    | 3           | 10        | 378     | 33,927    | 2,473,523   |
| 承 継 分   | 7,101       | 809,074   | 1,945       | 197,345   | 5,156   | 611,729   | 7,919,211   |
| 非 木 造   | 14,053      | 2,601,815 | 4,189       | 307,481   | 9,864   | 2,294,334 | 166,976,318 |
| 建 築 分   | 7,178       | 1,123,048 | 2,272       | 153,566   | 4,906   | 969,482   | 107,884,004 |
| 専 用 住 宅 | 5,530       | 340,941   | 2,261       | 153,507   | 3,269   | 187,434   | 28,246,327  |
| 併 用 住 宅 | 680         | 35,340    | 0           | 0         | 680     | 35,340    | 5,437,640   |
| そ の 他   | 968         | 746,767   | 11          | 59        | 957     | 746,708   | 74,200,037  |
| 承 継 分   | 6,875       | 1,478,767 | 1,917       | 153,915   | 4,958   | 1,324,852 | 59,092,314  |

| 区 分       | 原始取得又は移転 |            | 課税対象とならないもの |            | 課 税 対 象 |            |             |
|-----------|----------|------------|-------------|------------|---------|------------|-------------|
|           | 件 数      | 面 積        | 件 数         | 面 積        | 件 数     | 面 積        | 価 格         |
| 総 計       | 39,149   | 37,577,721 | 9,277       | 13,430,194 | 29,872  | 24,147,527 | 154,419,567 |
| 宅 地       | 30,328   | 11,025,531 | 1,734       | 111,820    | 28,594  | 10,913,711 | 154,001,957 |
| 住 宅 用 宅 地 | 29,257   | 10,958,258 | 700         | 50,491     | 28,557  | 10,907,767 | 153,958,448 |
| 以 外 の 宅 地 | 1,071    | 67,273     | 1,034       | 61,329     | 37      | 5,944      | 43,509      |
| 農 地       | 2,217    | 1,968,762  | 1,556       | 443,461    | 661     | 1,525,301  | 178,628     |
| 山 林       | 4,403    | 22,369,419 | 3,902       | 11,537,294 | 501     | 10,832,125 | 173,507     |
| そ の 他     | 2,201    | 2,214,009  | 2,085       | 1,337,619  | 116     | 876,390    | 65,475      |

- (注) 1 課税対象とならないものは、免税点以下のもの、全額控除のものをいう。  
2 控除したものは、課税対象となったもので、全額控除及び一部控除のもの並びに特例控除後、免税点以下となったものをいう。  
3 宅地の価格については、課税標準の特例適用後の価格をいう。

(単位：千円、㎡)

| 控除したもの |            | 課税標準        | 課税額       | 減額、納税義務免除及び減免等<br>したもの |         | 調定額       |
|--------|------------|-------------|-----------|------------------------|---------|-----------|
| 件数     | 金額         |             |           | 件数                     | 金額      |           |
| 2,963  | 36,348,402 | 142,787,248 | 5,027,141 | 339                    | 265,435 | 4,761,706 |
| 1,120  | 10,959,627 | 18,025,129  | 574,369   | 113                    | 8,828   | 565,541   |
| 1,088  | 10,904,817 | 9,977,217   | 328,747   | 17                     | 3,096   | 325,651   |
| 998    | 10,089,535 | 6,649,121   | 199,434   | 0                      | 0       | 199,434   |
| 86     | 799,801    | 623,204     | 22,064    | 1                      | 1       | 22,063    |
| 4      | 15,481     | 2,704,892   | 107,249   | 16                     | 3,095   | 104,154   |
| 32     | 54,810     | 8,047,912   | 245,622   | 96                     | 5,732   | 239,890   |
| 1,843  | 25,388,775 | 124,762,119 | 4,452,772 | 226                    | 256,607 | 4,196,165 |
| 1,604  | 22,914,789 | 73,509,424  | 2,731,564 | 68                     | 233,624 | 2,497,940 |
| 1,559  | 17,804,584 | 14,740,500  | 442,154   | 0                      | 0       | 442,154   |
| 34     | 4,530,360  | 3,599,659   | 122,340   | 6                      | 2,785   | 119,555   |
| 11     | 579,845    | 55,169,265  | 2,167,070 | 62                     | 230,839 | 1,936,231 |
| 239    | 2,473,986  | 51,252,695  | 1,721,208 | 158                    | 22,983  | 1,698,225 |

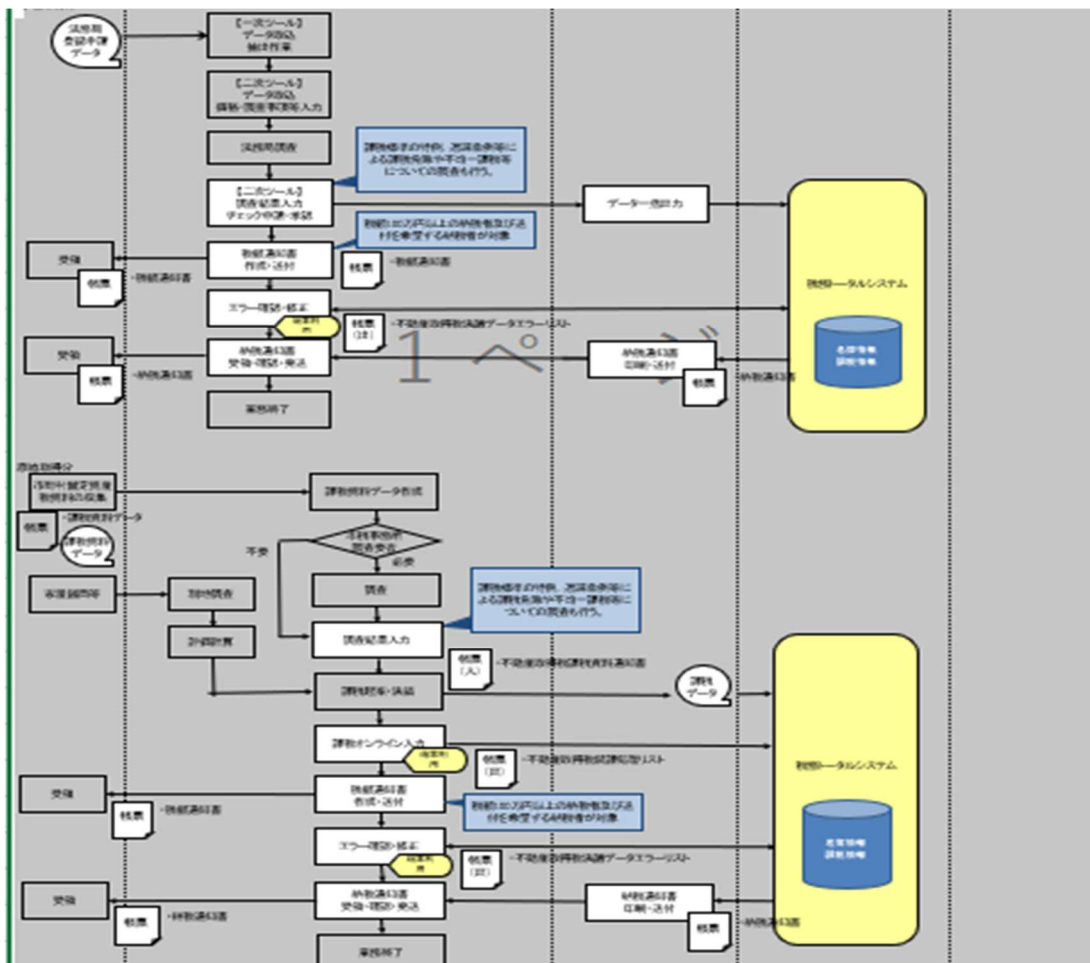
(単位：千円、㎡)

| 控除したもの |         | 課税標準        | 課税額       | 法第73条の24の規定に<br>より減額されるもの |         | 法第73条の24以外の規<br>定の適用により減額、<br>納税義務免除及び減免<br>等したもの |       | 調定額       |
|--------|---------|-------------|-----------|---------------------------|---------|---------------------------------------------------|-------|-----------|
| 件数     | 金額      |             |           | 件数                        | 金額      | 件数                                                | 金額    |           |
| 41     | 185,386 | 128,968,262 | 3,868,035 | 10,495                    | 853,235 | 121                                               | 8,042 | 3,006,758 |
| 25     | 184,035 | 128,388,972 | 3,850,719 | 10,494                    | 853,230 | 120                                               | 8,020 | 2,989,469 |
| 25     | 184,035 | 128,292,052 | 3,849,008 | 10,454                    | 851,519 | 120                                               | 8,020 | 2,989,469 |
| 0      | 0       | 96,920      | 1,711     | 40                        | 1,711   | 0                                                 | 0     | 0         |
| 16     | 1,351   | 200,415     | 5,980     | 0                         | 0       | 1                                                 | 22    | 5,958     |
| 0      | 0       | 337,481     | 10,099    | 0                         | 0       | 0                                                 | 0     | 10,099    |
| 0      | 0       | 41,394      | 1,237     | 1                         | 5       | 0                                                 | 0     | 1,232     |

### 3. 不動産取得税の税務システムの関わり

不動産取得税の実務において、市町評価の原始取得分については、市町とのデータのやり取りに主に広島県ファイル転送システムを使用しており、最終的な課税情報を税務トータルシステムに入力し、そこから発出される税額通知書の作成及び送付をもって一連の業務を終了する。

## 【不動産取得税業務フロー】



4. 課題・問題点（東広島分室の不動産評価課の名称について）

東広島分室には、「不動産評価課」という名称の課がある。本所や他の県税事務所においては「不動産税課」もしくは「不動産税係」という名称であることから、東広島分室だけ名称に特徴がある理由をヒアリングの際に質問したところ、「平成 21 年に業務の集約についての構想があり、東部、北部及び西部（東広島）の県内 3 か所の拠点で県内すべての不動産評価、新築家屋の固定資産税評価を行う構想があったが、それが想定通りの形では実現しなかった。その名残りで東広島分室だけ不動産評価課という名称が残っているのではないかと。現状は、不動産評価第一係が承継取得及び原始取得、不動産評価第二係が原始取得について評価事務を行っており、管轄地域こそ違えど、本所で行われている業務と特段の差異はない。」との回答を得た。

税務課にこの点を質問したところ、「ご質問の平成 21 年頃の構想とは、平成 21 年 4 月 1 日からの地域事務所の組織再編の時期のものと思われます。組織再編により税務組織としては西部、北部、東部の三つの本所と呉、廿日市、東広島、尾道の 4 つの分室が設置されて

います。再編後、不動産評価、新築家屋の固定資産税評価業務は、西部、北部、東部の本所に業務を集約して行うこととなり、分室では一部の業務（減額・徴収猶予事務等の受付）を行っています。なお、西部では家屋の評価業務については、広島市が単独で行う広島市評価分を除くと東広島地域の件数が最も多く、家屋調査にあたり交通の利便性を考慮し東広島分室で業務を行うこととしています。」との回答を得た。

そのうえで、「不動産評価課」という名称に何らかの意味が込められているのか質問したところ、「名称については特段の意味はございません。不動産評価課という名称が付された経緯が確認できる資料はございませんが、西部の業務のうち家屋評価業務について東広島分室で行うこととなったため、業務内容から名称が付されたものと思われます。」との回答を得た。

不動産評価課という名称が付された経緯は不明であるが、現状行っている業務について本所等と内容的に差異がないのであれば、何か特別な業務を行っているとは誤認される恐れのある名称を付していることには問題がある。

## 5. 意見（東広島分室の不動産評価課の名称について）

不動産評価課という名称の適切性について検討いただきたい。業務内容に特段の差異がないのであれば、不動産税課、不動産税第一係、不動産税第二係で差し支えないように思料する。今後、不動産取得税に関する業務についての全体的な見直しが行われることがあった場合に、組織編制及び名称について検討されてはいかがだろうか。

## 6. 課題・問題点（市町とのデータのやり取り）

市町から送付されるデータの受け渡し方法について、西部においては、広島市は公用 USB で、呉市と江田島市は CD-R で、その他の市町はセキュアファイル転送システム（広島県ファイル転送システム）で行われている。CSV 等のファイル形式で受領し、ファイルの並び等を編集したうえでエクセル形式に変換し、紙に出力してチェック<sup>43</sup>したうえで税務トータルシステムに取り込んでいる。受け取り方法が市町によって異なっていることにより事務が煩雑になるほか、情報の取り扱いについて問題が起こる可能性がある。

## 7. 意見（市町とのデータのやり取り）

市町からのデータの受け取り方法が異なる理由は、「市町の都合である」とのことであった。広島県ファイル転送システムという有用なシステムがあるにもかかわらず、市町の都合で他の記憶媒体を使用している現状には問題がある。

広島市とのやり取りで使用されている公用 USB は西部不動産税課が所有しており、受け

---

<sup>43</sup> この段階で内容について市町に照会をかけることがある。

渡しに際して公用 USB メモリ利用簿に記録し管理されている。呉市及び江田島市とのやり取りで使用されている CD-R も西部不動産税課が所有しており、呉市及び江田島市にデータ提供を依頼する際、新品の CD-R を郵送し、後日、呉市及び江田島市に出向いて CD-R を受領しており、記録簿は新品の CD-R で行っているため特に作成していないが、データ受け渡しの際には広島市、呉市及び江田島市ともに受領書を手交し、受領書の写しを西部不動産税課で保管することをもってデータ受領日の管理を行っている。受領したデータをアクセス制限がかかっている税務専用サーバーに異動させた後、当該 CD-R は、課長又は参事立会いのもとシュレッダーによって粉碎し、公用 USB は、データを切り取ってサーバへ移動しているため、いずれもデータ受領後、サーバー以外ではデータを残していない。

記憶媒体の受け渡しに際して記録簿の作成または受領書の交付をしているとはいえ、記憶媒体の紛失リスクはある。加えて、データの受け取りに関してわざわざ市町を訪問すること、記録簿の作成や受領書の手交、使用後の媒体の破砕といった業務が発生することなど、システムを利用すれば省くことができるにも関わらず現状のまま放置していることは職員の貴重な時間を奪うことであり、大変非効率である。

情報のやり取りについて一層の安全性を確保し、非効率を是正するために、県が指導力を発揮して、広島市、呉市及び江田島市にも広島県ファイル転送システムを利用するように働きかけるべきである。

また、eLTAX や J-LIS の利用に際して県が一定のコスト負担をしているように、市町が県のシステムを利用するに際してコスト負担を求めることも視野に入れてもよいのではないだろうか。市町が評価したデータを受け取っていることから、県としてはシステム利用に関して市町にコスト負担を求めにくい心情はあるかもしれないが、一考の余地はあると考える。

## **8. 課題・問題点（土地の評価に係る職員のスキル平準化）**

6 月初旬に行う実地調査も踏まえた初任者研修に加え、地方税共同機構、資産評価システム研究センターが開催する研修への参加も行うことで、不動産取得税に係る業務を行っている県内の部署について、評価業務に従事する担当職員のスキルに差がない状態になっているとのことであった。家屋評価に係る部分についていえば、一定の妥当性はあると思われるが、県が土地の評価をする件数はそれほど多くないことから、すべての職員が土地の評価について一定レベルのスキルを保有していることは想定し難い。

## **9. 意見（土地の評価に係る職員のスキル平準化）**

土地区画整理事業に係る承継取得分のうち、価格不明の土地に関する調査について、令和元年度 7 件、令和 2 年度 13 件、令和 3 年度 14 件、令和 4 年度 9 件、令和 5 年度 2 件ほどの実績がある。件数から考えると、この業務を担当する職員の数はそれほど多くなく、実務

的にはスキルをもった特定の職員が業務に従事していることが伺える。このような状況下では土地の評価に関するスキルを伝承していくことには困難が生じる。家屋に関する評価のみならず、土地の評価に関する研修機会を増やす等の方策を検討されたい。

#### 10. 課題・問題点（未登記建物等に係る課税客体の把握）

県は、取得時の申告書や所有権移転に係る法務局調査時で把握できるもの以外の未登記建物については、市町が捕捉し、評価依頼があれば調査することとしている。したがって、市町が捕捉しそこなった場合、不動産取得税の課税機会を逃すこととなる。

また、県は、建築確認申請が不要とされるケースにおいても「不動産の取得」に該当するものは存在するとし、うえて、建築申請の不要な建築については市町が捕捉し、評価依頼があれば調査することとしている。

#### 11. 意見（未登記建物等に係る課税客体の把握）

法務局調査や建築確認からの情報だけでは捕捉しきれない課税客体が存在することを認識したうえで、現状では、基本的に市町任せになっている状況である。このままでは課税の機会を逃す可能性もあり、適正・公平な課税の観点から問題がある。とはいえ、県独自で多くの調査を実施することについては、人的な資源に限界があることから、困難な事情があることが推察される。市町とはすでに評価実務を共同で行っており一定の協力体制は出来上がっているが、課税漏れが発生しないように、よりきめ細やかな体制を構築することが望まれる。京都府において、滞納整理業務に関して、市町村と共同で実施する組織である京都地方税機構を設立している。これとは設立目的が異なるが、人的面でもコスト面でも、県・市町両者に相乗効果を生む新しい枠組みを考えてもよいのではないか。現在の県と市町の共同体制をすり抜けてしまう事案についてこの新たな枠組みが活用されることを期待する。

#### 12. 課題・問題点（家屋評価に係る不服等の申し立てについて）

不動産取得税の家屋評価に関して、建物に付属しているシャッター開閉装置の評点は、①手動、②電動、③電動（煙感知器連動型）の三種類である。県は、当初提出された図面により、当該シャッターは「煙感知器連動型のシャッター」と確認し、「電動（煙感知器連動型）」の評点を付設した。この点について令和 6 年 2 月に納税者の代理人が県に修正要望書を提出した。これによると、納税者は、シャッター開閉装置は電動ではなく手動であることから、県の評点付設が不合理ではないかと尋ねたとされる。これに対して県の担当者は令和 5 年 12 月に電話で回答しており、シャッターが電動ではなく手動であることは認めるがシャッター開閉装置（電動・煙感知）の標準評点数を適用することは適正である旨の説明をしている。さらに国も煙感知について電動と手動で格差を設けるような指導はしていないため格差を設ける必要がないと判断したと説明している。これに対し納税者から、国が指導していないことは確認したかと尋ねられ、国には確認しておらず電動と手動で格差がないと判断

したのは西部独自の判断であると、見解を一部修正した。

さらに納税者は、当該要望書の中で、通常のシャッター開閉装置については手動と電動に差があるにもかかわらず、煙感知器連動型に限って電動と手動の間に格差がないと判断した理由が分からないこと、福岡県や熊本県においては県独自の標準評点数を付設している行政実例があることを挙げ、県独自の評点数を設けることを求めた。

その後、県はカタログの内容確認、メーカーへの電話確認、再度の現地調査を行い、当該シャッター装置については評価基準における「煙感知器連動型」とは異なることからシャッター開閉装置手動と電動の評点の差、手動降下操作ボタンの設置を加味して当該建具の程度補正を行い、更正により税額の差額を納税者に還付した。

### 13. 意見（家屋評価に係る不服等の申し立てについて）

県は、納税者からの指摘を受けカタログ等を確認し、さらに現地でシャッターのハンドルやチェーン巻き上げ機について確認調査を行っているが、こういった内容については当初の現地調査時に確認しておくべきであると考える。

総務省からの聞き取りによる「シャッター開閉装置電動（煙感知器連動型）により評点付設して差し支えない」との回答を前面に出したうえで、メーカー・型番・取扱説明書等の確認を納税者に依頼していることから、当初の評価に誤りはなくこのままでも差し支えないが、納税者からの指摘があったから詳細な確認をしているという真意が伺える。

当初の調査時に「確認はしたが、目視で見える範囲にそういったものが無かった」としている。

今後は、評価基準に準拠しつつ、他県の状況を勘案するとともに、設備の実態を詳細に調査し、より県民の目線に立った評価を実施することを希望する。

### 14. 課題・問題点（信託財産引継に係る不服等の申し立てについて）

信託財産引継に係る不動産取得税の課税について、県は地方税法第73条の7第4号の規定に照らし、委託者が死亡した日から信託財産引継の日までの間、委託者が存在せず、その後信託財産の引継ぎが行われたと解釈し不動産取得税を賦課した。

これに対し納税者は、登記手続きに誤りがあり、登記の原因日を相続発生日とすべきところ信託終了時の日付で登記をしていることから、信託不動産の所有権の変更のタイミングが委託者の相続発生日と同時ではなくなっている。当該信託契約によれば委託者の死亡と同時に受益者に信託財産は交付されているのであるから、委託者不存在の期間についてどのように考えるかという問題はあれども、非課税と考えてもよいのではないかと主張した。

その後、地方税法第73条の7第4号ロの解釈が争点となり、相続人の地位にあるものであれば、特定の相続人が信託契約により委託者の地位及び受益権を得たと読み取れる場合でも、地方税法第73条の7第4号ロの規定を適用し非課税となるかが検討された。

その結果、県は「地方税法第 73 条の 7 第 4 号ロに規定される『相続をした者』は、『相続人の地位にある者』か、『受益権そのものが直接相続により移転した者』かについて明確ではなく、相続等の均衡から、『委託者から相続をした者』と判定し、非課税と取り扱ってよいと考える」という結論を出した。

この間、県は納税通知書を送付し、納税者はそれに沿って一旦納税したうえで、納税額が還付された。

#### 15. 意見（信託財産引継に係る不服等の申し立てについて）

不動産の取得に相続が関係している案件に関しては非課税の可能性を念頭に詳細な検討を行うべきである。たしかに、更正前の登記情報は県の当初の課税判断を導くに足る外形を備えていた。しかし、登記が間違っていたとしても、相続が関係している案件に関しては一定の疑いを持ち、納税者と連絡をとり、信託契約の内容及び背景となる事実関係について賦課決定の前に確認をするべきである。

納税者に対する県の回答を読む限りにおいては、法律の規定を解釈するところからスタートしているように感じる。法律の規定の解釈は重要であるが、その前提となる事実関係を適切に把握できなければ最終的な判断を誤ることとなる。

しかし、本件事案については、信託財産引継及び相続という二つのファクターが絡んでおり、判断に迷う特殊な事案であったといえる。また、本件について正確な判断をするためには詳細な調査を実施しなければならず、膨大な調査件数に鑑みると、当初から正しい判断をすることには困難が伴ったと思われる。すべての案件に詳細な調査を実施することは困難であるから、今後は、相続や信託が関係する案件を事前に丁寧な照会を行う対象として選定し、より一層慎重に業務を遂行していただきたい。

#### 16. 課題・問題点（納付書の作成について）

不動産取得税の納付書の作成にあたって、基本的には課税情報を税務システムに連携して作成しているが、一部の原始取得分については、県はデータの打ち込みをデータシステムソリューション（株）に外注している。ここで取り扱われるデータは、基本的に整理番号で管理されている。外注先は県から提供された情報をもとに金額等の入力作業を行っている。

外注先が取り扱う情報に個人情報に該当する情報は含まれておらず一定の安全性は確保されているといえるが、そもそも金額等の入力作業を外注すること自体の必要性はあるのだろうか。

#### 17. 意見（納付書の作成の自動化）

不動産取得税の承継取得分についてはすでに自動化されており、原始取得分の一部が自動化未対応となっている。承継取得分の件数が原始取得分と比べて圧倒的に多く全体から見れば原始取得分は限定的な件数であると言えるが、原始取得分だけでも 5 月から 7 月の

間で約 2,000 件もあることから、短期間に県職員が入力作業を行うことは困難である。この作業を県庁内部で行うことはかえって非効率となりかねない。しかし、いつまでも入力作業を外注することにも問題がないとは言えない。そもそも整理番号で管理されているならば、自動化には適していると思われることから、原始取得分について、納付書をシステムから自動作成する方法を模索すべきと考える。システム改修を伴うものであるからすぐには実現できないであろうが、システム改修が行われる際には検討すべき項目である。

## 第23 自動車税

### 1. 自動車税の概要

#### (1) 自動車税環境性能割

##### ① 趣旨等

自動車を取得した者に課税される税金である。令和元年 10 月に旧「自動車取得税」に代わり導入された。

##### ② 納税義務者

新車・中古車を問わず、軽自動車・小型自動車・普通自動車を取得した人が納税義務者となる。ただし、割賦販売の場合のように売主が所有権を留保しているときは、買主が納税義務者となる。

##### ③ 納税額及び税率

環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は 0～3%、営業用の登録車と軽自動車は 0～2% である。

税額＝自動車の通常の取得価額<sup>44</sup>×税率

次世代自動車のように非課税のものもあり、燃費性能により 3% のものもある。以下に一般的な乗用車の税率を示すが、この他にバスやトラックについて個別に税率が設定されている。

#### ◎ 次世代自動車

| 対 象 自 動 車                     |                                                     | 税 率   |       |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------|-------|-------|
|                               |                                                     | 自家用   | 営業用   |
| 電気自動車・燃料電池自動車                 |                                                     | 非 課 税 | 非 課 税 |
| 天然ガス自動車                       | 平成 30 年排出ガス基準適合(3.5t以下)<br>又は平成 21 年排出ガス基準 NOx10%低減 |       |       |
| プラグインハイブリッド自動車 <sup>(※)</sup> |                                                     |       |       |

※ プラグインハイブリッド自動車とは、ハイブリッド車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものをいいます。

<sup>44</sup> 自動車の通常の取得価額とは、自動車の取得のために通常要する価額をいう。無償で取得した場合や特別に安く買った場合にも、同車種の通常の取得価額によって課税される。この価額には、自動車と一体になっているものも含まれる。

◎ 乗用車(ガソリン車・LPG車)

| 対 象 自 動 車                                              |                                     | 税 率 |      |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----|------|
| 排出ガス基準                                                 | 燃費基準                                | 自家用 | 営業用  |
| 平成 30 年排出ガス基準<br>50%低減<br>又は<br>平成 17 年排出ガス基準<br>75%低減 | 令和 12 年度燃費基準 85%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 非課税 | 非課税  |
|                                                        | 令和 12 年度燃費基準 80%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 1%  | 非課税  |
|                                                        | 令和 12 年度燃費基準 70%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 2%  | 0.5% |
|                                                        | 令和 12 年度燃費基準 60%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 3%  | 1%   |
|                                                        | 上記に該当しないもの                          | 3%  | 2%   |

◎ 乗用車(ディーゼル車)

| 対 象 自 動 車                                        |                                     | 税 率 |      |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------|-----|------|
| 排出ガス基準                                           | 燃費基準                                | 自家用 | 営業用  |
| 平成 30 年排出ガス基準<br>適合<br>又は<br>平成 21 年排出ガス基準<br>適合 | 令和 12 年度燃費基準 85%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 非課税 | 非課税  |
|                                                  | 令和 12 年度燃費基準 80%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 1%  | 非課税  |
|                                                  | 令和 12 年度燃費基準 70%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 2%  | 0.5% |
|                                                  | 令和 12 年度燃費基準 60%達成<br>かつ令和2年度燃費基準達成 | 3%  | 1%   |
|                                                  | 上記に該当しないもの                          | 3%  | 2%   |

④ 申告及び納税

自動車の登録をするときに申告して納付する。新規登録や移転登録などのときに広島運輸支局内にある西部観音庁舎又は福山自動車検査登録事務所内にある東部松永庁舎の窓口で、申告書に証紙代金収納計器によって税相当額の収納印の表示を受けて納税する。申告納付したことを証する書類として、納税済証が交付される。申告と納税は、多くの場合は自動車の購入者等から委任を受けた自動車販売業者又は登録代行業者等が行っている。

⑤ 免税及び減免

計算した結果の取得価額が 50 万円以下のとき、相続により取得したとき、法人の合併などにより取得したとき、所有権留保売買の所有権が売主から買主に移転したときなどには環境性能割は課税されない。

また、身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者等が使用する自動車、障害者、高齢者等の利用に供する特殊構造車、社会福祉事業を行う方が使用する自動車については、一定の要件を満たす場合、申請により自動車税が減免される。

⑥ 市町への交付

県に納められた自動車税環境性能割のうち、次の額が、市町、政令指定市（広島市）に交付される。

|              |                                                                       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 市町に対する交付額    | 自動車税環境性能割の40.85%(管理する市町道の延長及び面積により配分)                                 |
| 政令指定市に対する交付額 | 自動車税環境性能割の33.25%のうち政令指定市(広島市)が管理する一般国道、高速自動車国道、県道の延長及び面積の割合によって算出される額 |

⑦ 軽自動車税環境性能割

軽自動車を取得した人に課される税金である。軽自動車税環境性能割は市町の税金だが、当分の間、県が賦課徴収を行い、納付された軽自動車税環境性能割は県が市町に払い込む。

(2) 自動車税種別割

① 趣旨等

毎年4月1日時点で県内で自動車を所有している人に課される税金で、5月末までに納める。年度途中で名義変更や他県ナンバーに変更した場合は、その年度分は4月1日現在の所有者に自動車税種別割が課税される。新しい所有者は翌年分から自動車税種別割が課税される。

② 納税義務者

自動車の所有者が納税義務者である。ただし、割賦販売の場合のように売主が所有権を留保しているときは、使用者(買主)が納税義務者となる。

③ 申告及び納税

通常の場合、県税事務所から送付される納税通知書によって毎年5月31日までに納付する。自動車を買ったとき、売ったとき、使用できなくなったとき、定置場を変更したとき、そのほか自動車検査証の記載事項に変更があったときは、広島運輸支局内にある西部観音庁舎または福山自動車検査登録事務所内にある東部松永庁舎へ、当該事実が発生した日から15日以内に申告する必要がある。

④ 自動車税種別割グリーン化税制

地球温暖化防止及び大気汚染防止の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は軽減(軽課)し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする(重課)特例措置(自動車税種別割のグリーン化税制)を講じている。

⑤ 納税額

自動車の税額は、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて定められている。以下に、自家用乗用車の税率表を記載する。このほかに、自家用トラックや営業用乗用車・トラックについては別途税率が設定されている。

| 区 分            | 年 税 額 (円)              |        |                        |         |
|----------------|------------------------|--------|------------------------|---------|
|                | 令和元年10月1日以後に<br>初回新規登録 |        | 令和元年9月30日以前に<br>初回新規登録 |         |
|                | 通常の税額                  | 75%軽課  | 通常の税額                  | 重 課※    |
| 総排気量 1.0ℓ以下    | 25,000                 | 6,500  | 29,500                 | 33,900  |
| " 1.0ℓ超 1.5ℓ以下 | 30,500                 | 8,000  | 34,500                 | 39,600  |
| " 1.5ℓ超 2.0ℓ以下 | 36,000                 | 9,000  | 39,500                 | 45,400  |
| " 2.0ℓ超 2.5ℓ以下 | 43,500                 | 11,000 | 45,000                 | 51,700  |
| " 2.5ℓ超 3.0ℓ以下 | 50,000                 | 12,500 | 51,000                 | 58,600  |
| " 3.0ℓ超 3.5ℓ以下 | 57,000                 | 14,500 | 58,000                 | 66,700  |
| " 3.5ℓ超 4.0ℓ以下 | 65,500                 | 16,500 | 66,500                 | 76,400  |
| " 4.0ℓ超 4.5ℓ以下 | 75,500                 | 19,000 | 76,500                 | 87,900  |
| " 4.5ℓ超 6.0ℓ以下 | 87,000                 | 22,000 | 88,000                 | 101,200 |
| " 6.0ℓ超        | 110,000                | 27,500 | 111,000                | 127,600 |

## ⑥ 減免

身体障害者、戦傷病者、知的障害者または精神障害者のために使用する自動車で一定の要件に該当する場合は、申請により減免される。

## ⑦ 税金の還付

自動車税種別割は、4月1日現在で所有又は使用している人に課税されるため、抹消登録された場合は、当該年度分として納付のあった自動車税種別割のうち、月割りにより減額された自動車税種別割が還付される。

## 2. 自動車税の課税状況

自動車税環境性能割の課税状況は以下の通りである（中古車は省略する）。

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の課税状況（新車）

（単位：千円）

| 区 分                        | 新規登録<br>又は<br>届出台数 | 非課税、<br>課税免除<br>及び<br>免税点<br>以下台数 | 左のうち<br>身障者等<br>に係る<br>減免台数 | 課税台数   | 課 税<br>標 準 額 | 1<br>当 た<br>り<br>税<br>標 準 額 |
|----------------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------|--------------|-----------------------------|
| 総 計                        | 109,137            | 58,647                            | 1,309                       | 50,490 | 134,888,751  | 2,672                       |
| 自 動 車                      | 64,376             | 33,116                            | 1,155                       | 31,260 | 109,075,984  | 3,489                       |
| 乗 用 車                      | 56,375             | 28,657                            | 1,064                       | 27,718 | 86,357,166   | 3,116                       |
| 普 通 車                      | 36,680             | 19,420                            | 605                         | 17,260 | 68,714,453   | 3,981                       |
| 小 型 車                      | 19,695             | 9,237                             | 459                         | 10,458 | 17,642,713   | 1,687                       |
| ト ラ ッ ク                    | 6,652              | 3,877                             | 2                           | 2,775  | 16,877,176   | 6,082                       |
| けん引車・被けん引車・貨客兼<br>用車を除いたもの | 2,920              | 1,457                             | 0                           | 1,463  | 12,662,994   | 8,655                       |
| けん引車                       | 102                | 28                                | —                           | 74     | 1,045,324    | 14,126                      |
| 被けん引車                      | 117                | —                                 | —                           | 117    | 903,176      | 7,719                       |
| 貨客兼用車                      | 3,513              | 2,392                             | 2                           | 1,121  | 2,265,682    | 2,021                       |
| バ ス                        | 150                | 66                                | 1                           | 84     | 544,423      | 6,481                       |
| 三 輪 車                      | —                  | —                                 | —                           | —      | —            | —                           |
| 特 種 用 途 車                  | 1,199              | 516                               | 88                          | 683    | 5,297,219    | 7,756                       |
| 軽 自 動 車                    | 44,761             | 25,531                            | 154                         | 19,230 | 25,812,767   | 1,342                       |
| 四 輪 乗 用 車                  | 36,541             | 24,791                            | 121                         | 11,750 | 17,592,909   | 1,497                       |
| 四 輪 ト ラ ッ ク                | 8,220              | 740                               | 33                          | 7,480  | 8,219,858    | 1,099                       |
| 三 輪 車                      | —                  | —                                 | —                           | —      | —            | —                           |

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の取得価額段階別課税状況  
(新車)

| 区 分                        | 合 計    |             | 50万円<br>以下の<br>もの | 50万円を超え<br>100万円以下のもの |           | 100万円を超え<br>150万円以下のもの |            |
|----------------------------|--------|-------------|-------------------|-----------------------|-----------|------------------------|------------|
|                            | 課税台数   | 取得価額        | 台 数               | 台 数                   | 取得価額      | 台 数                    | 取得価額       |
| 総 計                        | 50,490 | 135,373,003 | 66                | 4,213                 | 3,731,482 | 11,292                 | 14,586,334 |
| (内 訳)                      |        |             |                   |                       |           |                        |            |
| 自 動 車                      | 31,260 | 109,560,196 | 66                | 26                    | 17,368    | 3,315                  | 4,474,720  |
| 乗 用 車                      | 27,718 | 86,357,166  | 28                | 0                     | 0         | 2,790                  | 3,749,330  |
| 普 通 車                      | 17,262 | 68,717,995  | 17                | —                     | —         | —                      | —          |
| 小 型 車                      | 10,456 | 17,639,171  | 11                | —                     | —         | 2,790                  | 3,749,330  |
| ト ラ ッ ク                    | 2,775  | 16,982,156  | 12                | 8                     | 6,292     | 521                    | 719,594    |
| けん引車・被けん引車・貨<br>客兼用車を除いたもの | 1,463  | 12,729,494  | 3                 | —                     | —         | 29                     | 42,245     |
| け ん 引 車                    | 74     | 1,083,804   | —                 | —                     | —         | —                      | —          |
| 被 け ん 引 車                  | 117    | 903,176     | 7                 | 7                     | 5,695     | 6                      | 7,701      |
| 貨 客 兼 用 車                  | 1,121  | 2,265,682   | 2                 | 1                     | 597       | 486                    | 669,648    |
| バ ス                        | 84     | 907,923     | —                 | —                     | —         | —                      | —          |
| 三 輪 車                      | —      | —           | —                 | —                     | —         | —                      | —          |
| 特 種 用 途 車                  | 683    | 5,312,951   | 26                | 18                    | 11,076    | 4                      | 5,796      |
| 軽 自 動 車                    | 19,230 | 25,812,807  | —                 | 4,187                 | 3,714,114 | 7,977                  | 10,111,614 |
| 四 輪 乗 用 車                  | 11,750 | 17,592,949  | —                 | 1,200                 | 1,018,114 | 3,642                  | 4,849,717  |
| 四 輪 ト ラ ッ ク                | 7,480  | 8,219,858   | —                 | 2,987                 | 2,696,000 | 4,335                  | 5,261,897  |
| 三 輪 車                      | —      | —           | —                 | —                     | —         | —                      | —          |

(単位：千円)

| 150万円を超え<br>200万円以下のもの |            | 200万円を超え<br>250万円以下のもの |           | 250万円を超え<br>300万円以下のもの |            | 300万円を超えるもの |            |
|------------------------|------------|------------------------|-----------|------------------------|------------|-------------|------------|
| 台 数                    | 取得価額       | 台 数                    | 取得価額      | 台 数                    | 取得価額       | 台 数         | 取得価額       |
| 14,712                 | 25,152,896 | 4,060                  | 8,986,517 | 4,676                  | 12,989,055 | 11,537      | 69,926,719 |
| 7,883                  | 13,687,952 | 3,830                  | 8,490,260 | 4,673                  | 12,980,762 | 11,533      | 69,909,134 |
| 7,605                  | 13,235,645 | 3,502                  | 7,769,656 | 4,457                  | 12,377,186 | 9,364       | 49,225,349 |
| 1,252                  | 2,279,616  | 2,372                  | 5,379,027 | 4,326                  | 12,025,108 | 9,312       | 49,034,244 |
| 6,353                  | 10,956,029 | 1,130                  | 2,390,629 | 131                    | 352,078    | 52          | 191,105    |
| 242                    | 392,505    | 301                    | 658,401   | 189                    | 526,858    | 1,514       | 14,678,506 |
| 54                     | 92,292     | 137                    | 300,266   | 40                     | 112,717    | 1,203       | 12,181,974 |
| —                      | —          | —                      | —         | —                      | —          | 74          | 1,083,804  |
| 8                      | 13,257     | —                      | —         | 2                      | 5,730      | 94          | 870,793    |
| 180                    | 286,956    | 164                    | 358,135   | 147                    | 408,411    | 143         | 541,935    |
| —                      | —          | 1                      | 2,244     | 2                      | 5,942      | 81          | 899,737    |
| —                      | —          | —                      | —         | —                      | —          | —           | —          |
| 36                     | 59,802     | 26                     | 59,959    | 25                     | 70,776     | 574         | 5,105,542  |
| 6,829                  | 11,464,944 | 230                    | 496,257   | 3                      | 8,293      | 4           | 17,585     |
| 6,679                  | 11,221,876 | 224                    | 483,702   | 2                      | 5,365      | 3           | 14,175     |
| 150                    | 243,068    | 6                      | 12,555    | 1                      | 2,928      | 1           | 3,410      |
| —                      | —          | —                      | —         | —                      | —          | —           | —          |

自動車税種別割の課税状況は以下の通りである（トラック・バス等は省略する）。

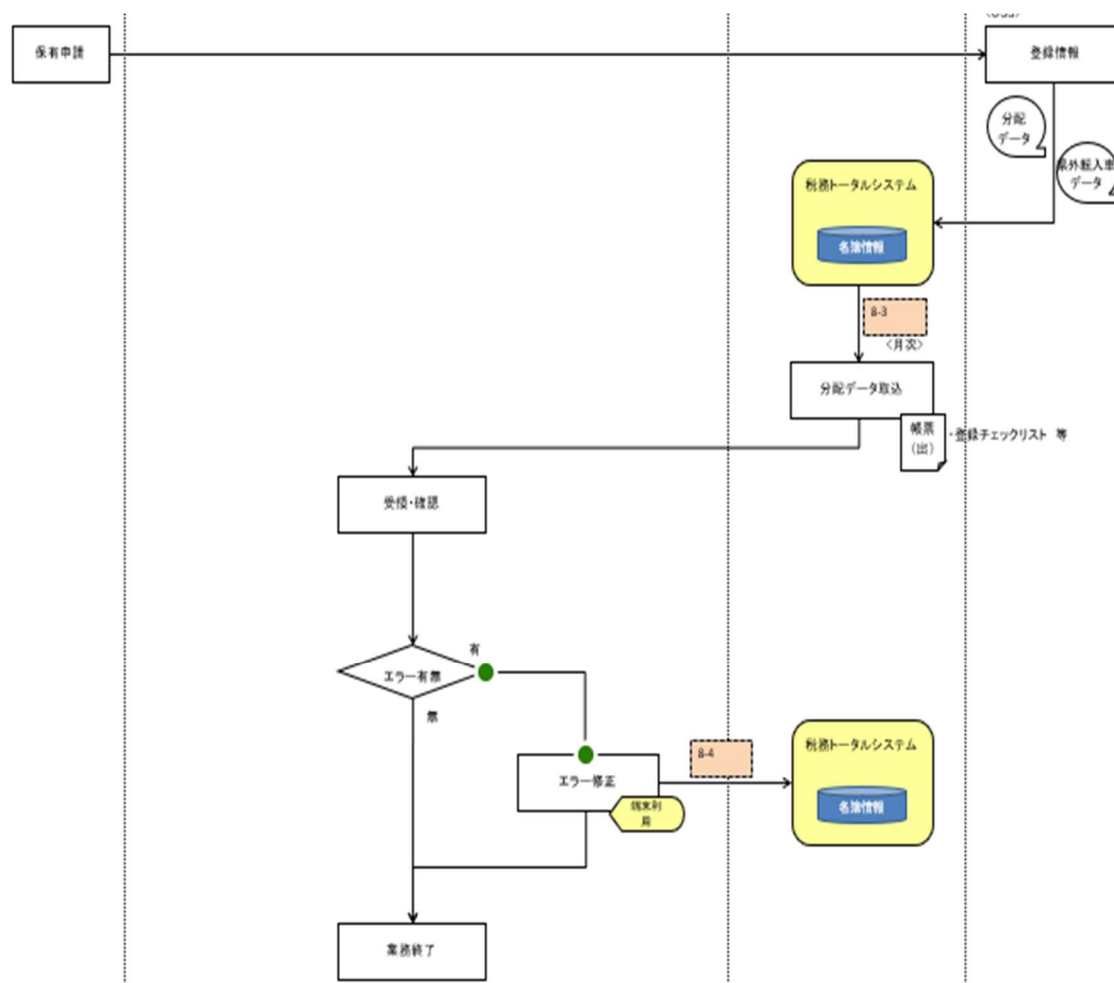
| 車 種             | 賦 課 期 日 現 在 の 台 数 |            |            |          |         |                       |                      | 年度末現在<br>の課税<br>台 数 | 調 定 額<br>（決 算 額） |
|-----------------|-------------------|------------|------------|----------|---------|-----------------------|----------------------|---------------------|------------------|
|                 | 登録台数              | 非課税<br>台 数 | 課税免<br>除台数 | 減免<br>台数 | 課税台数    | 合衆国軍<br>隊の構成<br>員 分 等 | 積雪によ<br>る軽減税<br>率適用分 |                     |                  |
| 平成 28 年度 総 計    | 1,000,844         | 5,253      | 1,664      | 29,510   | 927,676 | 47                    | —                    | 932,857             | 32,985,847       |
| 平成 29 年度 総 計    | 1,005,595         | 5,095      | 1,076      | 29,136   | 932,077 | 42                    | —                    | 935,417             | 33,168,228       |
| 平成 30 年度 総 計    | 1,006,590         | 4,973      | 1,681      | 27,114   | 934,605 | 38                    | —                    | 934,051             | 33,492,184       |
| 令和 元 年度 総 計     | 1,006,022         | 5,009      | 1,608      | 26,779   | 933,961 | 41                    | —                    | 934,071             | 33,412,230       |
| 令和 2 年度 総 計     | 1,044,568         | 5,067      | 1,532      | 26,434   | 932,707 | 41                    | —                    | 933,256             | 33,192,624       |
| 令和 3 年度 総 計     | 1,003,691         | 5,114      | 1,477      | 25,976   | 932,477 | 38                    | —                    | 930,352             | 32,978,356       |
| 令和 4 年度 総 計     | 1,000,049         | 5,135      | 1,413      | 25,416   | 929,677 | 42                    | —                    | 928,904             | 33,148,276       |
| （令和4年度内訳）       |                   |            |            |          |         |                       |                      |                     |                  |
| 業 用 車           | 843,613           | 2,167      | —          | 22,369   | 786,517 | 40                    | —                    | 784,497             | 30,094,366       |
| 営 業 用           | 5,959             | 19         | —          | 21       | 5,840   | —                     | —                    | 5,750               | 60,152           |
| 1,000cc 以下      | 37                | —          | —          | —        | 37      | —                     | —                    | 54                  | 351              |
| 1,000 ～ 1,500cc | 763               | —          | —          | 13       | 750     | —                     | —                    | 823                 | 6,648            |
| 1,500 ～ 2,000cc | 4,488             | —          | —          | 8        | 4,405   | —                     | —                    | 4,204               | 42,607           |
| 2,000 ～ 2,500cc | 299               | 2          | —          | —        | 297     | —                     | —                    | 316                 | 4,388            |
| 2,500 ～ 3,000cc | 351               | 17         | —          | —        | 331     | —                     | —                    | 332                 | 5,656            |
| 3,000 ～ 3,500cc | 11                | —          | —          | —        | 10      | —                     | —                    | 10                  | 188              |
| 3,500 ～ 4,000cc | 1                 | —          | —          | —        | 1       | —                     | —                    | 1                   | 21               |
| 4,000 ～ 4,500cc | 3                 | —          | —          | —        | 3       | —                     | —                    | 4                   | 108              |
| 4,500 ～ 6,000cc | 4                 | —          | —          | —        | 4       | —                     | —                    | 5                   | 144              |
| 6,000cc 超       | 2                 | —          | —          | —        | 2       | —                     | —                    | 1                   | 41               |
| 自 家 用           | 837,654           | 2,148      | —          | 22,348   | 780,677 | 40                    | —                    | 778,747             | 30,034,214       |
| 1,000cc 以下      | 64,701            | 19         | —          | 1,864    | 61,750  | 2                     | —                    | 64,850              | 1,788,239        |
| 1,000 ～ 1,500cc | 332,173           | 1,062      | —          | 9,623    | 314,282 | 16                    | —                    | 313,644             | 10,752,144       |
| 1,500 ～ 2,000cc | 279,796           | 637        | —          | 6,838    | 259,135 | 13                    | —                    | 257,575             | 10,235,554       |
| 2,000 ～ 2,500cc | 113,284           | 337        | —          | 2,715    | 104,920 | 3                     | —                    | 102,496             | 4,728,236        |
| 2,500 ～ 3,000cc | 22,417            | 69         | —          | 670      | 18,664  | 2                     | —                    | 18,537              | 1,003,107        |
| 3,000 ～ 3,500cc | 13,015            | 11         | —          | 400      | 11,909  | 3                     | —                    | 12,116              | 736,281          |
| 3,500 ～ 4,000cc | 5,047             | 3          | —          | 67       | 4,026   | —                     | —                    | 3,959               | 273,404          |
| 4,000 ～ 4,500cc | 2,255             | 4          | —          | 72       | 1,574   | 1                     | —                    | 1,385               | 119,172          |
| 4,500 ～ 6,000cc | 4,585             | 5          | —          | 92       | 4,067   | —                     | —                    | 3,804               | 354,002          |
| 6,000cc 超       | 381               | 1          | —          | 5        | 350     | —                     | —                    | 381                 | 44,075           |

### 3. 自動車税と税務システムの関わり

自動車を保有するためには多くの手続（検査登録、保管場所証明申請等）と税・手数料の納付（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料、技術情報管理手数料、自動車税種別割、自動車税環境性能割、自動車重量税等）が必要となる。これらの

手続と税・手数料の納付をインターネット上で一括して行うことを可能としたのが「OSS」である。

OSS で登録された分配データ及び県外転入車データを J-LIS 経由で半月に 1 回税務トータルシステムに取り込み、月 2 回、分配情報を一括して更新する。また、申告書データと分配データについて、単体エラーチェック及び突合チェックを行い、エラー分についてはオンラインで修正する。住所変更等について必要がある場合は陸運局に随時確認し、名前の変更については J-LIS 経由で住民基本台帳ネットワークシステムで確認する。



#### 4. 課題・問題点（高額車両に係る減免について）

自家用乗用車における自動車税種別割の税率ランク（A1 から AA の 10 段階）別に、身体障害者等の減免の件数を過去 5 年分まとめた結果は以下の通りである。なお、各ランクは次の通りである。

- A1（総排気量 1.0 ㍓以下のもの又は電気自動車）
- A2（総排気量 1.0 ㍓超 1.5 ㍓以下のもの）
- A3（総排気量 1.5 ㍓超 2.0 ㍓以下のもの）

- A4（総排気量 2.0 ㍓超 2.5 ㍓以下のもの）  
A5（総排気量 2.5 ㍓超 3.0 ㍓以下のもの）  
A6（総排気量 3.0 ㍓超 3.5 ㍓以下のもの）  
A7（総排気量 3.5 ㍓超 4.0 ㍓以下のもの）  
A8（総排気量 4.0 ㍓超 4.5 ㍓以下のもの）  
A9（総排気量 4.5 ㍓超 6.0 ㍓以下のもの）  
AA（総排気量 6.0 ㍓超のもの）

●年度別身体障がい者減免対象自動車(A1～AA)台数一覧(自動車税種別割定期賦課分)

| 区分 | 2年度 | 3年度   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 総計     |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| A1 | 145 | 437   | 640   | 768   | 885   | 2,875  |
| A2 | 225 | 744   | 1,235 | 1,666 | 2,135 | 6,005  |
| A3 | 217 | 620   | 924   | 1,231 | 1,599 | 4,591  |
| A4 | 48  | 173   | 289   | 373   | 466   | 1,349  |
| A5 | 5   | 28    | 47    | 68    | 72    | 220    |
| A6 | 2   | 11    | 14    | 31    | 48    | 106    |
| A7 |     | 1     | 3     | 5     | 8     | 17     |
| A9 |     | 2     | 3     | 2     | 2     | 9      |
| AA |     |       |       |       | 1     | 1      |
| 総計 | 642 | 2,016 | 3,155 | 4,144 | 5,216 | 15,173 |

ボリュームゾーンは A2、A3 ランクであるが、総排気量が 3.0 ㍓を超える A6 ランク以上が 5 年間で 133 件あり、中には 6.0 ㍓超の AA ランクの車両について減免した例がある。高級車の定義は必ずしも明確ではないが、A6 ランク以上の車については一般的に高額な車両の部類に入ると思われる。

## 5. 意見（高額車両に係る減免について）

身体障害者等に対する自動車税の減免制度は、身体障害者の生活の安定と充実のために税負担を軽減することにあるが、十分な経済力のある身体障害者等に対してまで無制限に税負担を軽減する必要はないと考える。減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から、自動車の取得価額に上限を設けるなど一定の制限を設けることが望ましい。

## 6. 課題・問題点（身体障害者に対する自動車税減免後の実態調査）

身体障害者に対する自動車税種別割の減免について、その使用用途について事後的な調査は行われているかという質問に対し、「自動車税種別割が毎年賦課決定されるものであるため、減免対象となる納税義務者から毎年減免申請を受け、要件合致について判定を行っています。」との回答を得た。

調査を行わずに申請内容と異なる事実が判明する可能性は極めて低く、直近 5 年間で実績がないこと自体が、そのことを裏付けていると言える。事後的な調査が全く行われていないことに問題がないとはいえない。

## 7. 意見（身体障害者に対する自動車税減免後の実態調査）

身体障害者等に対する自動車税の減免制度については、その使用用途等に一定の制限が設けられている。申請時点でのチェックは行われるが、その後実際にその要件を充足しているのかについて事後的な調査は行われていない。

減免という課税上の特典を与える以上は、その実態について定期的に確認を行うべきである。全件について調査を行うことは非現実的であるため、一定数を抽出し每期継続的に調査を実施していくべきである。

## 8. 課題・問題点（社会福祉法人の自動車税減免に係る実態確認）

社会福祉法人の自動車税課税の減免については、申請時に運行日誌（直近 1 か月分）、定款、謄本又は寄付行為の写し（事業者が法人の場合）、許可書、指定書、委託契約書等、必要に応じて、自動車の車体に小規模作業所の名称が表示されている写真等の提出を求め、減免対象事業の実施状況を確認している。申請時の確認は適正に行われ、結果も適切に管理されているが、申請時以外に事後的な調査は実施されていない。

## 9. 意見（社会福祉法人の自動車税減免に係る実態確認）

自動車税種別割が毎年賦課決定されるものであるため、減免対象となる納税義務者から毎年減免申請を受け、要件合致について判定を行っている。申請時には適正な内容であった

としても、社会福祉法人が事業を拡大するなどした場合、申請時に想定されていない用途に使われる可能性もないとは言い切れない。毎年確認する必要はないが、抜き打ち的に実態調査をすることは制度の公平性を保つためにも有効である。社会福祉法人に対する事後的な調査を実施することを期待する。

#### **10. 課題・問題点（課税標準が適正に把握されているかについての確認）**

自動車税環境性能割の課税標準は自動車の取得のために通常要する価額とされており、自動車に取り付けられる付属物についても課税標準に算入し課税の対象となっている。自動車税の申告・納付の一連の流れは、納税者本人ではなく販売店等が代行して行うことが通例である。このような背景から、納税者自身が付属物について課税標準に適正に算入されているかといったことを確認する術がないのが実態である。付属物に関して申告漏れがあった場合、納税者本人も県も誤りを発見することは極めて困難である。

#### **11. 意見（課税標準が適正に把握されているかについての確認）**

県は、「必要に応じて、課税時に実車の目視確認等を行うことで、オプションの価格等を適正に反映させています。そのため、ディーラーへの事後調査は実施していません。」としているが、販売店等に事後的な確認を定期的に行うことで申告の適正性を担保する必要がある。

納税者一人一人にアクセスすることは事実上困難であり、手続きを販売店等が全て代行していることを併せ考えると、販売店等が適正申告に対する意識を高めることができるように働きかける方法が最も効果的である。

## 第24 県たばこ税

### 1. 概要

県たばこ税とは、たばこの消費に対してかかる税金である。製造者等から小売販売業者等に売渡し等された、製造たばこに課税される。また、たばこは、県たばこ税以外にも国たばこ税、市たばこ税、たばこ特別税、消費税がかかる。県たばこ税は、たばこを売った販売店のある県や市町の収入となる。

### 2. 県たばこ税の税額

県たばこ税は製造たばこ本数 1,000 本につき税率をかけて計算される。

製造たばこ本数(1,000 本につき)×税率

| 納める額(1,000 本につき) |         |            |         |
|------------------|---------|------------|---------|
| 県たばこ税            | 国たばこ税   | たばこ特別税(国税) | 市町たばこ税  |
| 1,070 円          | 6,802 円 | 820 円      | 6,552 円 |

※加熱式たばこは、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算します。

(県税のしおり)

### 3. 納税者

県税たばこ税の納税者は、製造たばこの製造者（日本たばこ産業等）、特定販売業者（輸入業者）又は卸売販売業者であり、小売販売業者に売り渡すときに納税を行う。

### 4. 申告方法と納税について

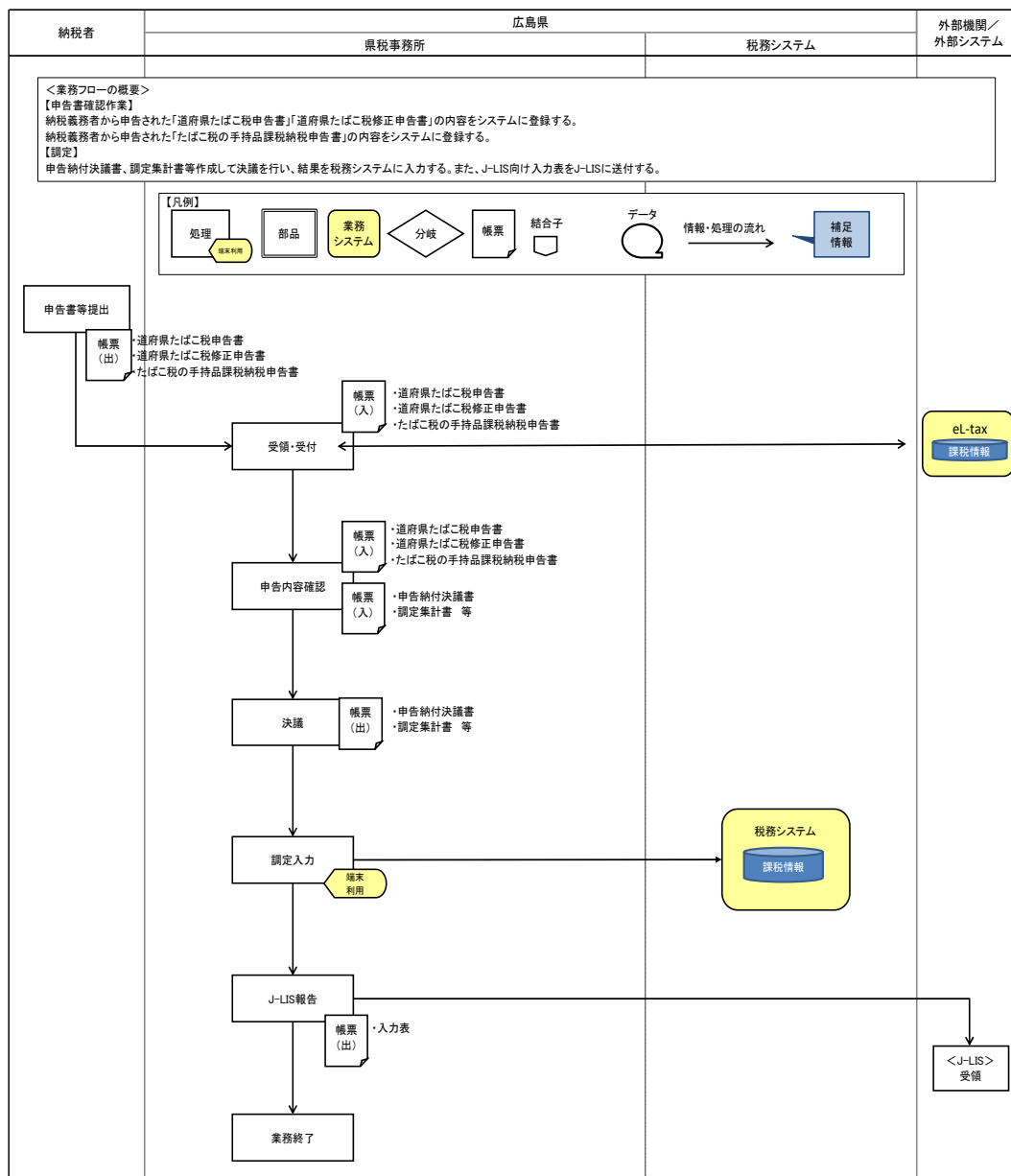
県たばこ税の納税者は、日本たばこ産業株式会社や卸売販売業者などが、毎月分（売渡し本数）を翌月末日までに申告し、納税する。

県の業務としては、提出された申告書（県たばこ税申告書）等を受領し、その申告内容を税務システムに入力・調定して、J-LIS にデータを郵送または送信する。

紙であれば、申告書の 2 枚目の部分のデータを J-LIS に郵送する。

なお、県では県たばこ税に関して、令和 5 年度より eLTAX による電子申告が可能となった。電子申告件数は 5 件である。

## 【県たばこ税業務フロー】



### 5. 課題・問題点（普通郵便でのデータ送付）

県は、紙面による県たばこ税の申告の場合、そのデータ内容を J-LIS に普通郵便で送り、データ入力業務を委託している。県税目の中で県たばこ税のみがこのデータのやり取り方法を行っている。

### 6. 意見（普通郵便でのデータ送付の危険性）

県は、県たばこ税のデータのやり取りについて、普通郵便で行っているが、その理由としてはデータ内容が単なる数字の羅列であることを理由としているがこれは適切でないと考

える。なぜなら、たとえ数字のやり取りであっても盗難・紛失の場合、全く悪用（例えば、SNS で数字だけのデータを公開されてしまう等）されないとは言い切れないからある。さらに普通郵便だと万が一紛失した場合に追跡が出来ない。

県は、庁内郵送については、「文書発送ガイドブック」にて細かく決めているのであるから、委託先へのデータのやり取り（書留で送る等）についても細かく決めるべきではないかと考える。

また、このような危険性を回避するために、データ電子化によるデータ送信等を進めていくべきではないかと考える。

## **7. 課題・問題点（県たばこ税の税務調査）**

地方税法 74 条の 7「徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権」の規定が設けられている。税務課への質問での聴き取りでは県たばこ税の税務調査の実施はないとのことであった。

## **8. 指摘（県たばこ税の税務調査）**

本規程がある以上は、定期的な税務調査の実施を行うことが必要であると考え。少なくとも県内の特定販売業者に対して一定期間での税務調査の実施が望ましい。

## **9. 課題・問題点（県たばこ税の担当者数について）**

県たばこ税の担当者は実質 1 名であった。前述のように県たばこ税の申告の内容を詳しく検証するには人数が不足していると考え。

## **10. 意見（県たばこ税の担当者数について）**

県は県たばこ税の担当者数を増加させるべきである。増加させることで税務調査や申告書の内容検証を行うことができる。また、担当者数を増やすことで、人事異動の際の引継ぎ等がスムーズにいくのではないかと考える。人事異動等が約 3 年で周期を迎えると考えれば、せっかく育った担当者が異動となり、新人職員が一通りの業務をこなすようになるまでには 3 年ほど期間を費やすことになるからである。

## 第25 ゴルフ場利用税

### 1. 概要

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の都道府県がゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課する都道府県税である。

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用する者のその支出行為の担税力を見出し、その利用者に対して課税する税である。

地方税法においては、ゴルフ場利用税の徴収は「特別徴収」によることとされており県内47あるゴルフ場の経営者が特別徴収義務者としてゴルフ場利用者からのゴルフ場利用税の徴収及び県への納入を行っている。

#### (1)課税客体 ゴルフ場の利用行為

ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上であり、かつコースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という）が100メートル以上の施設（当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く）及びホール数が18ホール未満のものであっても、ホール数が9ホール以上であり、かつホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設をいう。（取扱通知（県）7章1）

#### (2)納税義務者 ゴルフ場の利用者

##### ①税率

標準税率 1人1日につき 800円

制限税率 1人1日につき 1,200円

ゴルフ場のうち800円の標準税率が適用されるものはホールが18ホール以上であり、かつ施設の整備の状況等が標準的であるゴルフ場。

標準税率の適用されるゴルフ場以外のゴルフ場については、標準税率の適用されるゴルフ場との利用料金の相違によるほか、ホール数、施設の整備の状況等の相違を勘案して数段階の税率区分を設けることができる（取扱通知7章3（2））。

##### ②広島県におけるゴルフ場利用税の税率

| 区分 | 特級     | 1級     | 2級   | 3級   | 4級   | 5級   |
|----|--------|--------|------|------|------|------|
| 税率 | 1,200円 | 1,000円 | 800円 | 600円 | 400円 | 200円 |

##### ③広島県のゴルフ場の税率の決定方法

ゴルフ場の税率は、ゴルフ場における利用料金を基に決定する。

具体的にはまず(ア)ゴルフ場の利用料金設定表をもとに、税率を判定する利用料金の算出を行い、次に(イ)当該利用料金を税率適用区分に当てはめて、当該ゴルフ場の税率を決定する。

(ア)次の6種類の金額を算出して比較し、最も高額なものが当該ゴルフ場の税率

を判定する際に使用する「利用料金」となる。

- i 非会員の平日のグリーン・フィーの額
- ii 非会員の休日のグリーン・フィーの額に 7/10 を乗じた額
- iii 記名会員の平日のグリーン・フィーの額に 40/10 を乗じた額
- iv 記名会員の休日のグリーン・フィーの額に 40/10 を乗じた額
- v 無記名会員の平日のグリーン・フィーの額に 15/10 を乗じた額
- vi 無記名会員の休日のグリーン・フィーの額に 11/10 を乗じた額

ただし、すべてのゴルフ場利用者から「実質的にグリーン・フィーに相当すると認められる金銭」（従業員厚生費・道路補修費・施設協力費・水道光熱費など）を徴収しているゴルフ場で「実質的にグリーン・フィーに相当すると認められる金銭」の合計額が非会員の平日におけるグリーン・フィーの額(iの額)の 100 分の 20 を超える場合には、当該超える部分の金額を i~vi の金額にそれぞれ加算し、その加算後の額で比較して最も高額なものを当該ゴルフ場の税率を判定する際に使用する「利用料金」とする。

(イ)ゴルフ場利用税の税率は、(ア)で算出した「利用料金」を下表の「右以外」の欄に適用して、当該利用料金に応じ、特級～4級のいずれかの税率になる。

| 区分  | 右以外                  | ①ホール数が 18 未満のゴルフ場<br>②パブリックコースのゴルフ場<br>③セルフ・プレー以外の利用を認めていない<br>ゴルフ場で利用料金の金額が 8,000 円未満<br>かつカート・フィー(実質的にカート・フィー<br>に相当する額を含む)が 4,000 円以下のもの |
|-----|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特級  | 10,000 円以上           | —                                                                                                                                           |
| 1 級 | 8,000 円以上 10,000 円未満 | 10,000 円以上                                                                                                                                  |
| 2 級 | 6,000 円以上 8,000 円未満  | 8,000 円以上 10,000 円未満                                                                                                                        |
| 3 級 | 4,000 円以上 6,000 円未満  | 6,000 円以上 8,000 円未満                                                                                                                         |
| 4 級 | 4,000 円未満            | 4,000 円以上 6,000 円未満                                                                                                                         |
| 5 級 | —                    | 4,000 円未満                                                                                                                                   |

### (3) ゴルフ場利用税の非課税

- ①年齢 18 歳未満の者、年齢 70 歳以上の者及び障害者のゴルフ場利用（これらの者に

該当する旨をその者が証明する場合に限る）（地方税法 75 条の 2）

②国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該ゴルフ競技（公式練習を含む）として行うゴルフ場の利用（都道府県知事又は都道府県の教育委員会がその旨の証明にする場合に限る）（地方税法 75 条の 3 第 1 号）

③学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動として行うゴルフ場の利用（学長又は校長がその旨の証明する場合に限る）（地方税法 75 条の 3 第 2 号）

④スポーツ基本法に規定する国際競技大会のうち、わが国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議決定・了解されたもののゴルフ競技（公式練習を含む）として行うゴルフ場の利用（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る）（地方税法附則 12 条の 2）

#### (4) ゴルフ場利用税の軽減税制

2 分の 1 軽減 … ゴルフ場から県に申請があった場合に限る

##### ① 65 歳以上 70 歳未満の者の利用

利用料金が通常料金より 5 分の 1 以上軽減されている場合

運転免許証、旅券、健康保険証及びこれらと同等の証明力を有する本人確認のための書類

##### ② 早朝・薄暮、休業日の利用

利用料金が 2 分の 1 以上軽減されている場合

##### ③ 特定の競技会における利用

利用料金が通常より 5 分の 1 以上軽減されている場合

競技会の主催者等が発行する証明書

\* 特定の競技会とは（公財）日本ゴルフ協会が主催する協議会、（公財）広島県スポーツ協会が主催する協議会等をいう

#### (5) 報償金

県は、ゴルフ場利用税報償金交付要綱により、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に対して、期限内申告を行った場合、期限内に納入された額を基に 0.2% を報償金として支払っている。

#### (6) 市町交付金

県は、ゴルフ場利用税交付金として、県に納入された当該市町に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税に係る 10 分の 7 に相当する額をゴルフ場の面積に応じて交付している。

## 2. 課題・問題点（ゴルフ場利用税の等級決定確認書）

県は、制限税率の適用において、等級を決定するために特別徴収義務者であるゴルフ場の経営者に会員、無記名、非会員のグリーン・フィーを提出させている。グリーン・フィーとはゴルフコースを利用する際に支払う料金を意味する。

その提出されたグリーン・フィーの金額を基に県が作成しているゴルフ場利用税等級決定確認表（参考様式①）に金額をはめ込み、ゴルフ場の等級を決定している。

このゴルフ場利用税の等級決定表は県条例第 73 条 2 項の規定に基づいて作成されており、表の「(2)実質的にグリーン・フィーに相当する額（以下（2）という）」の中に従業員厚生費、道路補修費、ゴルフ施設協力費、水道光熱費の項目があり、この(2)の合計額は等級決定の要因となる数字となるがゴルフ場のゴルフ場利用者への領収書にはプレー・フィーの記載がある場合が大半で、県の担当者に(2)の項目が何を指すのか問い合わせたところ、従業員厚生費、道路補修費、ゴルフ施設協力費、水道光熱費以外にも、全てのゴルフ場利用者から徴収する金銭（非選択的金銭）であれば、項目の名称に関わらず(2)に該当するとの回答であった。

## 3. 意見（ゴルフ場利用税の等級決定確認書）

等級を算定するにあたって、等級の変更要因となる、(2)の実質的にグリーン・フィーに相当する額については、県がゴルフ場から提出を受けた際に、実際に当該ゴルフ場の領収書に記載があるのか確認する必要がある。ゴルフ場利用税はゴルフ場利用者が納める税金であるため、ゴルフ場利用者が理解できないと意味がない。

ゴルフ場の領収書において、プレー・フィーとしてまとめて記載されているにもかかわらず、例えば、従業員厚生費、道路補修費、施設協力費、水道光熱費すべてに 200 円と記載があるが、領収書には一切この項目がないことが見受けられるため、(2)の実質的にグリーン・フィーに相当する金額の記載欄は不要ではないかと考える。

参考様式 ①

ゴルフ場利用税の等級決定確認表

名 称 ○○ゴルフクラブ

ホール数 18ホール

平均距離 350m

実施年月日 令和□□年□□月□□日から

1 通常の利用料金(1ラウンド)

(1) グリーン・フィー

|       | 平 日   | 土 曜   | 休 日   |
|-------|-------|-------|-------|
| 会 員   | 1,000 | 1,500 | 1,500 |
| 無記名   | 2,000 | 3,000 | 3,000 |
| 非会員 A | 5,000 | 8,000 | 8,000 |

(2) 実質的にグリーン・フィーに相当する額

| 項 目    | 金 額 | 項 目 | 金 額 | 項 目   | 金 額   |
|--------|-----|-----|-----|-------|-------|
| 従業員厚生費 | 500 |     |     |       |       |
| 道路補修費  | 500 |     |     |       |       |
| 施設協力費  | 200 |     |     |       |       |
| 水道光熱費  | 200 |     |     | 計 (B) | 1,400 |

(3) その他(預り金又は選択的金銭)

| 項 目     | 金 額 | 項 目      | 金 額   | 項 目            | 金 額   |
|---------|-----|----------|-------|----------------|-------|
| 連盟負担金   | 45  | ラウンド・フィー | 3,000 | カート・フィー        | 2,000 |
| ゴルファー保険 | 50  | カート維持    |       | カート・フィー (4バック) | その他   |
| ゴルフ振興募金 | 75  | 厚生費      |       | 計              |       |
|         |     | その他      |       | ロッカー・フィー       | 200   |
|         |     | 計        | 3,000 |                |       |

2 等級決定及び税率

$$(B - (A \times 20 / 100)) = C = 400$$

|     |    | グリーン・フィー(D) | 倍率(E) | (D) × (E) = F | C   | F + C |
|-----|----|-------------|-------|---------------|-----|-------|
| 会 員 | 平日 | 1,000       | 40/10 | 4,000         | 400 | 4,400 |
|     | 休日 | 1,500       | 40/10 | 6,000         | 400 | 6,400 |
| 無記名 | 平日 | 2,000       | 15/10 | 3,000         | 400 | 3,400 |
|     | 休日 | 3,000       | 11/10 | 3,300         | 400 | 3,700 |
| 非会員 | 平日 | 5,000       | 10/10 | 5,000         | 400 | 5,400 |
|     | 休日 | 8,000       | 7/10  | 5,600         | 400 | 6,000 |
| 最高額 |    | 6,400 円     | 等 級   | 2 級           | 税 率 | 800 円 |

#### 4. 課題・問題点（広島県税条例 73 条第 2 項の規定によるゴルフ場利用税に係る等級の指定）

##### 広島県税条例第七十三条第二項の規定によるゴルフ場利用税に係る等級の指定

平成元年三月三十日告示第四百十七号

改正 平成九年一二月一八日告示第一二六四号

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第七十三条第二項の規定に基づき、同条第一項の表の上欄に掲げる等級を次のように定め、平成元年四月一日から施行する。

なお、昭和三十五年広島県告示第二百二十号（広島県税条例第七十四条第二項の等級の指定）及び昭和五十一年広島県告示第五百八号（ゴルフ場（これに類する施設を含む。）に係る娯楽施設利用税の等級の決定）は、平成元年三月三十一日限り、廃止する。

上記のとおり、ゴルフ場利用税に係る等級の指定に関して、改正が行われたのが平成 9 年である。

#### 5. 意見（ゴルフ場利用税の等級の指定についての見直し）

平成 9 年から令和 5 年までバブル経済が崩壊し、リーマンショック、コロナ感染症による経済の停滞と経済が混沌とする中で、約 26 年間ゴルフ場利用税の等級の指定に関する数値の見直しが行われていないことは問題である。

ゴルフ場の経営が厳しい環境で、ゴルフ場利用者がバブル経済期に比べて大幅に減少していることなど、現在の価値に適した数値を使用することが必要であるから、ゴルフ場利用税の等級の見直しを行うべきである。

#### 6. 課題・問題点（ゴルフ場利用税の等級）

下記は県が発行しているゴルフ場利用税申告等の手引きからの抜粋である。

下記抜粋の(1)税率の《メモ》において地方税法ではゴルフ場利用税の標準税率は 800 円であり、ゴルフ場の整備等の状況等に応じて税率に差等を設けることができるとあるが、下記抜粋(2)ゴルフ場における税率の決定においては、ゴルフ場の税率はゴルフ場における利用料金を基に決定するとあり、地方税法と異なる方法により税率を決定することとしている。

### 3 ゴルフ場利用税の税率

#### (1) 税率

広島県におけるゴルフ場利用税の税率は、次のとおり 1,200 円から 200 円までの 6 段階の設定となっています。

| 区分 | 特級      | 1 級     | 2 級   | 3 級   | 4 級   | 5 級   |
|----|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 税率 | 1,200 円 | 1,000 円 | 800 円 | 600 円 | 400 円 | 200 円 |

#### 《メモ》

地方税法では、ゴルフ場利用税の標準税率は一人一日につき 800 円。ゴルフ場の整備の状況等に応じて税率に差等を設けることができるが、1,200 円を超える税率を課することができないこととなっています。

#### (2) ゴルフ場における税率の決定

ゴルフ場の税率は、ゴルフ場における利用料金を基に決定します。

具体的には、まず㊸ゴルフ場の料金設定表をもとに、税率を判定する利用料金の算出を行い、次に㊹当該利用料金を税率適用区分の表に当てはめて、当該ゴルフ場の税率を決定します。

## 7. 意見（ゴルフ場利用税の等級）

ゴルフ場利用料金は等級決定において一要因であって、全てではないと考える。

本来、ゴルフ場としての等級を定めるのであるならば、ゴルフ場の土地、建物、設備等、芝の手入れの金額、維持費等いわゆるゴルフ場の格式において決定すべきであるが、実際は困難であると考え。従って、単純にプレー費で納めるのであれば、事前に県が等級を確認する作業もなくなり、納税者であるゴルフ場利用者が請求された金額においてゴルフ場利用税の金額が判断できる。

単純に領収書のプレー費の金額でゴルフ場利用税の徴収とすることで、納税者も徴収される税額に関して理解ができるのではないかと考える。

## 8. 課題・問題点（等級の変更）

県では、ゴルフ場のグリーン・フィーに変更が生じたときは、ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録変更申請書を提出させている。

令和 5 年度のゴルフ場利用税特別徴収変更申請書（別紙 1 を参照）は以下の通りである。変更理由の欄に「資材の高騰や諸経費の値上がりを受け料金改定」とある。

この変更申請書により申請書を提出したゴルフ場は特級に変更になり、ゴルフ場利用税は 1 級から特級（1,000 円から 1,200 円）へとなっている。

## 9. 意見（等級の変更）

ゴルフ場利用税の課税客体がゴルフ場の利用行為であり、納税義務者はゴルフ場利用者である。グリーン・フィーが物価高で値上がりすることは当然であり、ゴルフ場の企業努力のみで解決する話ではない。

等級決定は前記の通り、利用料金は一つの要因であるため、経済全体に変動があった時には、見直しが必要ではないかと考える。

（別紙1）

様式第54号の3(第33条関係)

|                                                                                                               |           |                        |           |                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|------------------------|-----------|----------------|
| ※処理                                                                                                           |           | 試 課 番 号                | 課税原簿登載年月日 | 担当者            |
|                                                                                                               |           | 48- [REDACTED]         | 5. 5. 18  | [REDACTED]     |
| 受付印                                                                                                           |           | 住所 (所在地)               |           |                |
| <br>第 - 5. 5. 15<br>令和 年 月 日 |           | 特別徴収義務者                |           |                |
|                                                                                                               |           | 氏 名 (名称及び代表者の氏名)       |           |                |
|                                                                                                               |           | [REDACTED]             |           |                |
| 令和 年 月 日                                                                                                      |           | 登 録 番 号                |           | 第 [REDACTED] 号 |
| 広島県西部県税事務所長様                                                                                                  |           | ゴルフ場の所在地               |           | [REDACTED]     |
|                                                                                                               |           | ゴルフ場の名称                |           | [REDACTED] コース |
| ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録変更申請書                                                                                         |           |                        |           |                |
| 次のとおり、登録事項の変更を申請します。                                                                                          |           |                        |           |                |
| 変<br>更<br>事<br>項                                                                                              | 旧 登 録 事 項 |                        | 新 登 録 事 項 |                |
|                                                                                                               | 別紙のとおり    |                        | 別紙のとおり    |                |
|                                                                                                               |           |                        |           |                |
|                                                                                                               |           |                        |           |                |
|                                                                                                               |           |                        |           |                |
| 変 更 年 月 日                                                                                                     |           | 令和 5 年 7 月 / 日         |           |                |
| 変 更 理 由                                                                                                       |           | 資材の高騰や諸経費の値上がりを受け、料金改定 |           |                |

（注） 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 特別徴収義務者が法人である場合において、定款又は規約を変更したときは、関係書類を添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



特例税率が適用され、ゴルフ場利用税の税率が2分の1になる。

- ・ 65歳以上70歳未満の者…通常の利用料金に対して、ゴルフ場が利用料金を5分の1以上軽減する場合に限り対象となる。
- ・ 広島県税規則で定める競技会(県則30条の5)
- ・ 早朝、薄暮及び休業日…通常の利用料金に対して、ゴルフ場が利用料金を2分の1以上軽減する場合に限り対象となる。

早朝利用とは…おおむね午前10時までにプレーを終了させるものをいう

薄暮利用とは…おおむね午後3時以降にプレーを開始させるものをいう

休業日利用とは…ゴルフ場の定休日をいい、クラブハウス、キャディー等の利用ができる通常の営業を終日行わない日をいう。

65歳以上70歳未満の者の利用、早朝、薄暮及び休業日に関しては、通常料金に対して5分の1以上軽減、2分の1以上軽減という規定があるが、上記ゴルフ場利用税納入申告書には利用人数及び税率、税額を記入するのみで、利用料金の条件を満たしているかどうかの確認が申告書においてできない。

ゴルフ場利用税の課税免除(特例税率適用)の届出書が添付されているが、この様式も利用人員、利用料金の売上額及び税額(特例税率適用後)の記載項目があるのみで、利用料金の条件を満たしているかどうかの確認ができない。

## 11. 意見（特例税率の適用条件の確認について）

課税免除の規定の適用を受けるには申告書の様式において利用条件を満たしていることが確認できるものへ変更すべきである。

## 12. 課題・問題点（添付書類）

ゴルフ場利用税納入申告書の提出時には、利用人員の明細書(日計表)及びゴルフ場利用税非課税特例適用一覧表を添付させているが、添付書類の量が膨大になり、特別徴収義務者の申告負担が大きく、また郵送により申告を行っているため郵送料が高額となる。

## 13. その他（添付書類）

ゴルフ場利用税は、「税率×利用人数」で算定できる税額であり、上記書類はゴルフ場に備え付けさせ、県は調査時に利用人数及び非課税特例適用者を確認すればよいと考える。

特別徴収義務者の申告時の金銭的負担（郵送料等）及び個人情報の紛失のリスク及びペーパーレス化を考えると、eLTAXの利用促進をもっと進めるべきである。

#### 14. 課題・問題点（税務調査）

県は、税務調査として4年で県内全ゴルフ場を一巡するようである。

ゴルフ場に保管されている帳簿類(スタート票、営業日報、サイン帳等を精査し、県税事務所への申告内容との照合を行い、県税事務所に提出している利用料金と実際に徴取している税額に齟齬がないかの確認を行っている。

調査報告書をみると、等級の決定に会員、無記名、非会員及び平日料金、土曜日料金、休日料金を用いるため、調査においてもそれぞれのプレーヤーの利用料金を調査し、等級に間違いがないかどうかを重点的に調査している。

ゴルフ場利用税を負担するのは、あくまでゴルフ場の利用者であり、利用者から預かった金額が正しいかの確認が必要であり、ゴルフ場の会計処理として、ゴルフ場利用税を預り金処理をし、その預り金を県に納税しているかどうかの確認をしなければならないのに、会計帳簿の確認を行っていない。

#### 15. 指摘（税務調査）

ゴルフ場利用者が自分が負担するゴルフ場利用税の金額を理解し、納得して納税するのが本来であるから、県が計算式を使って等級を決定し、ゴルフ場に通知し、ゴルフ場利用税を徴収するため、納税者がゴルフ場利用税を領収書で見て理解できない場合も生じうるかもしれない。

ゴルフ場がゴルフ場利用者から預かった税金の金額が重要であるのに、会計帳簿を全く確認していないことは税務調査としては不十分であると考える。

広島県税条例 88 条において特別徴収義務者は帳簿を備え、毎日、次に掲げる事項を記載するとともに、帳簿閉鎖の日から5年間の保存義務がある。

| 記載事項      |                        |
|-----------|------------------------|
| ①利用者の数    | ②利用料金の収入総額             |
| ③ゴルフ場利用税額 | ④その他の知事において必要があると認める事項 |

(ゴルフ場利用税申告等の手引きより)

税務調査において、上記①②に関しては確認を行っているが③のゴルフ場利用税額に関しては、毎日会計帳簿において預り金処理を行っているかどうかの確認をすべきである。

## 第26 軽油引取税

### 1. 概要

#### (1) 軽油引取税の性格

軽油引取税は、揮発油に対する租税負担との均衡を図り、都道府県及び政令指定市の道路に関する費用に充てるため、軽油の引取りを行う者に課す目的税として昭和31年に創設された。(地方税法 700 条、700 条の 50 平成 21 年度税制改正削除)

軽油引取税が地方税とされた意義としては、次のようなものが挙げられる。

- ・国道や都道府県道の設置・管理について、多くの都道府県及び政令指定市がその責任を有し経費を負担していること
- ・地方団体の責任において行われるべき行政に要する費用は、地方団体の自主財源たる地方税とすることが望ましいこと
- ・都道府県税とするにあたり、ディーゼル車の台数や特約業者の分布は税源の偏在が少ないこと
- ・免税軽油制度の運営については、国税の税務機構よりも、幅広い行政分野について総合的に運営されている都道府県の行政機構がその威力を発揮するものであること

微税の便宜のため、その徴収は都道府県が行い、政令指定市(広島市)に軽油引取交付金を交付する仕組みになっている。

なお、平成 21 年度の税制改正により目的税から普通税に移行されており、使途制限は廃止されているが、交付金については、道路等の行政サービスの供給に応じて配分することとしており、旧法と同じ水準で交付している。

(地方税法 144 条の 60、地方税法施行令 43 条の 20、地方税法施行規則 8 条の 54~60)

#### (2)用語の意義

軽油とは、次の規格に当てはまる炭化水素油(炭素と水素のみからなる各種の炭化水素化合物を主成分とする混合物で、常温、常圧において油状をなしているもの)で、灯油と重油との中間の性状の製品

|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| 比重           | 温度 15 度において 0.8017 を超えて 0.8762 まで |
| 分留性状 90%流出温度 | 267 度を超え 400 度まで                  |
| 残留炭素分        | 0.2%以下(90%留出後の 10%残油に含まれる炭素の重量比)  |
| 引火点          | 130 度以下                           |

上記の規格は

- ・比重が 0.8017 を超えることにより揮発油を除外
- ・分留性状 90%流出温度が 267 度を超えることにより灯油を除外
- ・分留性状 90%流出温度を 400 度以下にとどめること及び残留炭素分によっ

て重油を除外

・引火点によって潤滑油を除外する

(地方税法 144 条 1 項、地方税法施行令 43 条、取扱通知(県))

### (3) 軽油の引取り

軽油を所有し、使用し、又は譲渡する目的をもって締結された私法上の売買交換等の契約に基づき、一の人格者から他の人格者に当該軽油の実力的支配権が移転することをいう(取扱通知 9 章 6)のものであり、軽油の流通においては「商流」を指す。

民法 182 条から 184 条の規定する「①現実の引渡」「②簡易の引渡」「③占有改定」「④指図による占有移転」にあたっては、軽油の引取りに該当するが、次のように軽油を所有し、使用し又は譲渡する目的をもって締結された私法上の売買、交換等の契約が前提となっていない場合には「軽油の引取り」に該当しない。

⑤ 相続による軽油の取得

⑥ 運送業者が他社の委託によって運送のために行う軽油の引取り

⑦ 倉庫会社が保管のために行う軽油の引取り

⑧ 社内運送(本店→支店・支店→本店・支店→支店)

### (4) 現実の納入

一般に軽油の取引において、軽油が一の人格者から他の人格者の直接的支配下に移転することをいうものであり、軽油の流通においては「物流」を指す。

したがって意思表示のみで占有権が移転する「③占有改定」や「④指図による占有移転」の方法等により軽油の占有権を移転した場合には、「現実の納入」に該当しない。

◎「軽油の引取り」と「現実の納入」

|               |                                 |         |
|---------------|---------------------------------|---------|
| 軽油の引取り        | 現実の納入                           | ① ②     |
|               | 現実の納入とならないもの<br>(所有者と占有者が一致しない) | ③ ④     |
| 軽油の引取りにならないもの |                                 | ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ |

### (5) 納税義務者

特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者

#### ① 元売業者

元売業者は、軽油の流通をなしており、軽油引取税の課税制度の根幹を担っていることから、その指定については一定の資格要件を備えているものについて総務大臣が個別指定することとされている。

|      |                 |
|------|-----------------|
| 元売業者 | 軽油を製造することを業とする者 |
|      | 軽油を輸入することを業とする者 |
|      | 軽油を販売することを業とする者 |

② 特約業者

軽油引取税における特約業者とは、次の者をいう

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 特約業者 | 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けている者 |
|------|------------------------------------------------------------------------------|

(5) 引取課税に係る課税標準

引取課税に係る課税標準は引取数量から法定欠損量を控除して得た数量

$$\text{課税標準量} = \left( \begin{array}{l} \text{軽油引取りで当該引取りに係る軽油の} \\ \text{現実の納入を伴うものの数量} \end{array} \right) - \text{法定欠損量}$$

↑

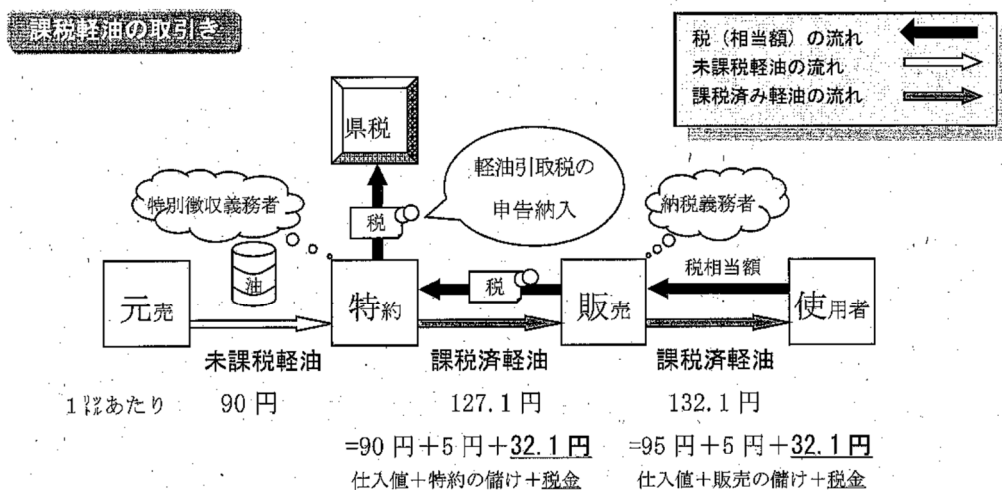
- ①特約業者からの引取りに係る軽油については、当該軽油の数量に 1% を乗じて得た数量
- ②元売業者からの引取りに係る軽油については、当該軽油の数量に 0.3% を乗じて得た数量

(6) 税率

軽油引取税の税率は、15,000 円/キロリットル(地方税法 144 条の 10)

ただし当分の間 32,100 円/キロリットル(地方税法附則 12 条の 2 の 8)

軽油引取税の税率を 32,100 円とする特例措置の適用停止措置(揮発油価格高騰時におけるこの特例税率を停止する措置)(地方税法附則 12 条の 2 の 9)を別に法律で定める日までその適用を停止する。



※軽油引取税(相当額)は最終的に軽油の消費者が負担することになります(軽油代金に含まれているため)。

※この図は一例であり、他にも様々な取引形態があります。また、価格は仮定のものです。

(免税軽油事務取扱基準より)

## (7) 免税軽油

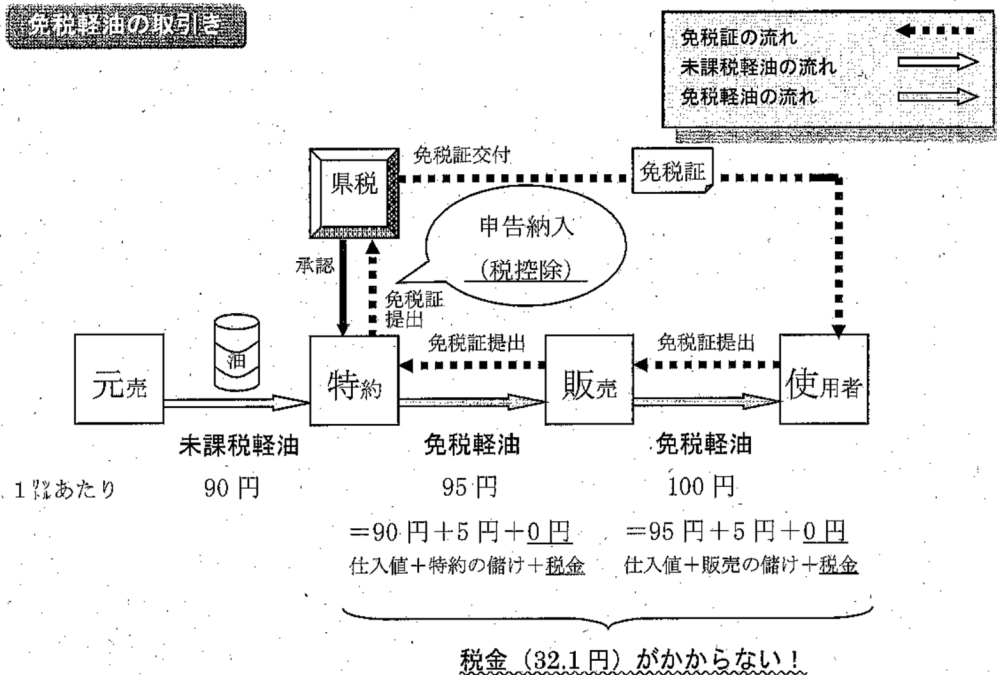
軽油引取税は道路のための目的税として課税され、その用途は道路に関する費用に充てるものとされていたが、平成 21 年度の改正により普通税となり用途についての制限が廃止された。

免税軽油は特に政策的配慮により課税しないことが適当であると認められる軽油の用途についてその課税を免除することとされており、その用途は地方税法において限定列举されている。

用途については、次の基準を満たすものが認められている。

- ・道路の使用に直接関連を有していないと認められること
- ・生産費中に占める軽油の消費額の割合が比較的高率であること
- ・他の石油製品との代替が困難であること
- ・免税手続が簡単で脱税防止が容易であること
- ・当該業者において他の道路の使用に直接関連を有する用途に課税済軽油を使用することがないか又は極めて使用することが少ないこと
- ・免税手続に要する事務量が課税庁によって過重な負担にならないこと

## 免税軽油の取引先



※販売業者は免税軽油使用者に代わって免税軽油の引取りを行うものであるため、免税軽油使用者同様、有効期限内に当該免税証を特別徴収義務者に提出し、引取りを行わなければなりません。

(免税軽油事務取扱基準より)

① 輸出及び二重課税の回避のための課税免除 (地方税税法 144 条の 5)

道府県は、次に掲げる軽油の引取りに対しては、地方税法 144 条の 14 第 4 項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

## ② 用途による課税免除

(ア) 業種

### ◎免税対象事業者および用途

法令に定められた特定の事業者等が、特定の用途に使用する場合は、免税の手続きを受けた場合に限り、税のかからない軽油を購入することができます。

ただし、以下に該当する機械であっても、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものその他道路において運行されるものは除かれます。

| 対象となる事業者等     | 対象となる用途                    |
|---------------|----------------------------|
| 石油化学製品製造業を営む者 | エチレン等の石油化学製品を製造するための原料等の用途 |

以下の事業者等については、令和9年3月31日までの購入に限り免税の対象となります。

| 対象となる事業者等                                                                                                 | 対象となる用途                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船舶の使用者                                                                                                    | 船舶の動力源の用途（プレジャーボート（業として使用するものを除く。）については令和7年3月31日までの購入に限る。）                                                                              |
| 自衛隊（又はオーストラリア軍隊）                                                                                          | 通信の用に使用する機械等の電源又は動力源の用途                                                                                                                 |
| 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者                                                         | 鉄道用車両又は軌道用車両等の動力源の用途                                                                                                                    |
| 農業又は林業を営む者、農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び前年度の素材の生産量が1000立方メートル以上である素材生産業を営む者         | 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源の用途                                                          |
| セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者                                                                             | 事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途                                                                            |
| 生コンクリート製造業を営む者（製品を自ら運搬するものを除く。）                                                                           | 事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途                                                                                       |
| 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者                                                                                   | 削岩機、動力付試すい機並びに事業場内において専ら鉱物の掘採・積込み・運搬のために使用する機械の動力源の用途                                                                                   |
| とび・土工工事業で総務省令で定めるもの（建設業法第3条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工事業）を営む者                      | とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものを除く。）の動力源の用途                                                           |
| 鉱さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る。）                                                                                 | 事業場内において専ら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積込みのために使用する機械の動力源の用途                                                                                         |
| 港湾運送業を営む者                                                                                                 | 港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源の用途                                                                                           |
| 倉庫業を営む者（倉庫業法第3条の規定による登録を受けている者）                                                                           | 倉庫において専ら倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途                                                                                            |
| 鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者                                                                        | 駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源の用途 |
| 航空運送サービス業を営む者                                                                                             | 飛行場内において専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源の用途                                      |
| 廃棄物処理事業を営む者（産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業者にあつては、中小事業者等に限る。）                                                         | 廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途                                                                                                   |
| 木材加工業で総務省令で定めるもの（一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業）を営む者          | 事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途                                                                                                       |
| 木材市場業で総務省令で定めるもの（木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場を開設し、又は経営する事業）を営む者 | 事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源の用途                                                                                                       |
| 堆肥製造業で総務省令で定めるもの（肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届出がされた同項第3号の事業場内で行われるバーク堆肥製造業）を営む者                           | 事業場内において専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途                                                                     |
| 索道事業を営む者（索道事業法第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者）                                                                   | スキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途                                                        |

## (イ) 機械

業種別に機械名を限定列挙している場合と例示している場合がある。

例示している場合には機械の機能に着目し認定できるものであるので、個別に検討する必要がある。限定列挙する機械の場合はその機械のみが対象になる。

※ 木材加工業、木材市場業にあっては、個別通知「軽油引取税の課税免除について」に列挙されたフォークリフト、フォークローダー、ショベルローダー及びクレーン以外の機械であっても、専ら木材の積卸しのために使用するもので、当該機械や事業場の状況から用途以外使用のおそれがないと認められる場合は認定できることとしている。(令和2年12月16日付け事務連絡「軽油引取税に係る課税免除(木材加工業・木材市場業)の対象となる機械について」参照)

### 機械の認定について

- 農業、林業、委託を受けて行う農作業又は農地造成若しくは改良の用に供する機械がおおむね列挙されていますが、新たに製造される機械については、その名称にとらわれることなく、その機械の実態、用途等により判断してください。

(個別通達「軽油引取税の課税免除について」)

- 汎用性のある機械

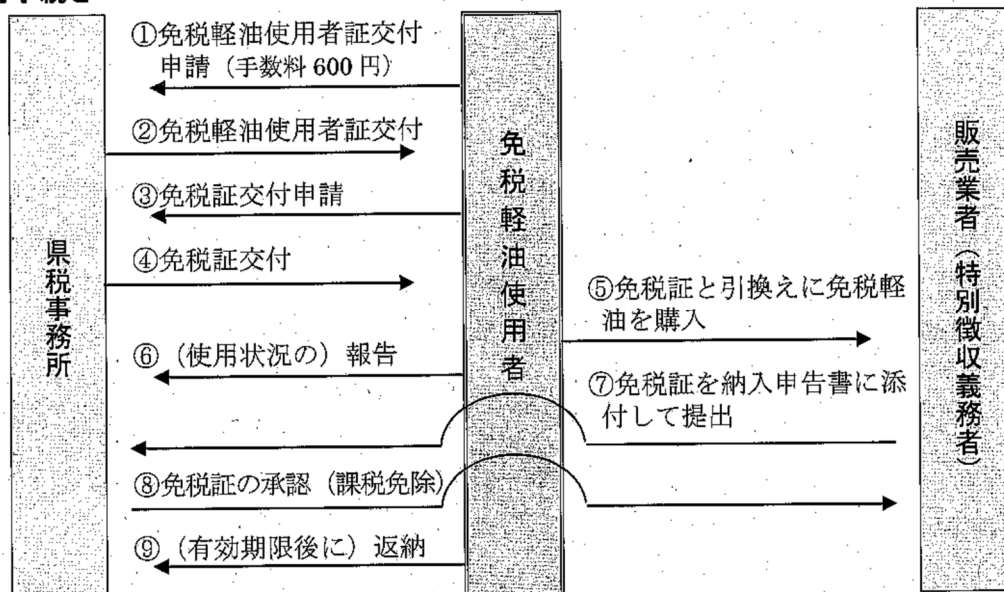
免除対象機械として認められるかの判断にあたっては、脱税の恐れがないか、免税軽油を他の用途に転用されるのではないかということは一つの重要な判断要素となります。

しかし、その機械の汎用性をあまり重視すると、機械の通常有する性質を無視してしまうことになります。

そのため、現地確認を行う等、用途、使用実態等について十分に聞き取りを行い免税対象機械として認めるかを判断する必要があります

### ③ 用途による課税免除の手続き

#### 交付手続き



※実際には、①と③、②と④はセットでなされることが多い

(免税軽油事務取扱基準より)

#### ④ 免税使用者証

免税軽油の引取りを行おうとする者(免税軽油使用者)は、あらかじめ、免税証の交付を受けようとする都道府県知事に申請書を提出して免税軽油使用者であることを証する書面(免税軽油使用者証)の交付を受けなければならない。

これは、免税軽油使用者証が免税軽油使用者証に記載された免税登録機械等の用に供する免税軽油の引取りを行うため必要とされる免税証の交付を申請する場合にその都度申請書に免税登録機械等の種類、型式等を記載させることのないよう、免税手続きの簡素化を図る趣旨によるものである。

なお免税軽油使用者証の交付又は再交付を受ける者は、手数料として1件につき600円を納付しなければならない。(国、地方公共団体、独立行政法人は必要ない)

また免税軽油使用者証の交付又は再交付の有効期間は交付した日から3年としている。ただし法で課税免除となっている石油化学製品製造業を除く業種については、本法附則により、令和9年3月31日までの特例措置として認められている。

#### ⑤ 免税証

##### (ア) 交付申請

免税軽油使用者証が免税証の交付を受けようとする場合は、その都度免税軽油使用者証を提示して、免税証交付申請書を提出し、免税証の交付を受けなければならない。

なお、県外の販売業者を記載した免税証の交付を行った時には、遅滞なく、販売業者所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

i 申請先

免税証の交付申請先は、原則として、免税軽油の使用に係る事務所等の所在地を管轄する県税事務所になるので、申請者が個人の場合にあってはその者の住所、法人の場合にあっては実際に免税軽油を管理する事務所等を確認し、申請先を指導する必要がある。

ii 所要数量

所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書等を添付させる。

iii 使用期間

所要数量計算期間については、業種、所要数量等に応じた合理的な期間を設定すべきものであり、所要数量が同一の業種に係る他の所有者と比べて相当多量であるなど不正軽油を疑われる事情が存在する時は適宜適正に行われていることを確認する必要がある。

iv 有効期間

免税証の有効期間は原則として交付した日から 6 月とされる。

ただし、免税軽油使用者証が農業を営む者(農地の造成・改良を主たる業務とする者を除く)及び船舶の使用者であるときはそれぞれ 1 年とする。

⑥ 報告書

免税軽油使用者には、免税軽油の引取り等に係る報告義務が課せられている。

免税軽油使用者証に交付した免税証が、適正に販売業者から免税軽油の引取りに使用され、かつ、引き取られた免税軽油が適正に免税用途に使用されているかどうかを事後に確認し、免税制度の適正な運営を確保するものである。

免税軽油使用者は、毎月末までに、前月中の免税軽油の引取数量その他必要事項を記載した報告書及び明細書を提出しなければならない。

ただし以下の場合には、次回(一部次々回)の免税証の交付申請日までに提出すれば良いこととされている。

(ア) 交付数量を有効期間の月数で除した数量が 2,000 ㍓以下であるとき

(イ) 業種が農業、林業又は漁業であるとき

(ウ) 使用者が国又は地方公共団体であるとき

(地方税法 144 条の 27、地方税法施行規則 8 の 39、広島県税条例 112 条の 8 及び附則第 16 条、広島県税規則 52 条の 3)

⑦ 不交付事由

免税軽油の用途に該当しないとき、申請に係る軽油の数量が適当でないと認められるときのほか、免税軽油使用者が次表に掲げる事由に該当する場合には、免税使用者証及び免税証を交付することができない。免税軽油使用者証の交付を申請する際には、これらの事由に該当しない者である旨を誓約する「誓約書」を提出しなければならない。(地方税法 144 条の 21 第 3 項、第 6 項、地方税法施行令 43 条の 15 第 15 項 第 16 項)

| 区 分                   |                                                | 免 税 軽 油 使 用 者 証                                               | 免 税 証       |
|-----------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-------------|
| 不<br>交<br>付<br>事<br>由 | 誓<br>約<br>書<br>で<br>誓<br>約<br>す<br>る<br>事<br>由 | 地方税に関する法令の規定に違反したことにより免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられた日から起算して2年を経過しないとき | 同左          |
|                       |                                                | 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しないとき                      | 同左          |
|                       |                                                | 国税又は地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を終わった日から起算して3年を経過しないとき     | 同左          |
|                       |                                                | 国税通則法、関税法又は地方税法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した日から起算して3年を経過しないとき     | 同左          |
|                       |                                                | 法人であつて、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者があるとき                             | 同左          |
|                       |                                                | 上記のほか、軽油引取税の取締り又は保全上特に不適当と認められるとき                             | 同左          |
|                       |                                                |                                                               | 報告書を提出しないとき |

⑧ 返納命令

免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があるときと認められるときは、知事は免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じることができる。(地方税法 144 条の 21 第 4 項)

⑨ 政令指定市への交付

県に納められた軽油引取税のうち、次の額が政令指定市(広島市)に交付される。

$$\text{軽油引取税額} \times 90\% \times \frac{\text{政令指定都市が管理する一般国道・高速自動車国道・県道の面積}}{\text{県内の一般国道・高速自動車国道・県道の面積}}$$

⑩ 報償金 （軽油引取税報償金交付要綱より）

（ア） 目的

特別徴収義務者の適正申告及び納期内納入を促進し、軽油引取税特別徴収制度の円滑な運営を図るため、予算の範囲内において報償金を交付し、もって軽油引取税の秩序の確立に努めるものである。

（イ） 交付対象者

軽油引取税の特別徴収義務者

（ウ） 交付の条件

交付対象期間内に地方税法第 144 条の 41 の違反による通告処分を受けた特別徴収義務者については、報償金の対象から除く。

（エ） 交付基準

○交付対象期間

前年 10 月からその年の 9 月までの間

○算定の基礎となる額

報償金の算定の基礎となる額は、次に掲げる額とする。

- ・交付対象期間中の期限内申告で納期内に納入された額
- ・期限内申告で交付対象期間中に地方税法第 144 条の 29 の規定による徴収猶予の承認を受け、猶予期間内に納入された額
- ・期限内申告で、地方税法第 15 条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号（同項第 1 号又は第 2 号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）又は附則第 59 条の規定による徴収猶予の承認を受けた額のうち、交付対象期間中に納入された額（猶予期間内に納入されたものに限る。）

（オ） 交付率

次表のとおりとする。

| 交 付 区 分        | 交 付 率  |
|----------------|--------|
| 納期内に納入された額     | 2. 5 % |
| 徴収猶予期間内に納入された額 | 2. 5 % |

（カ） 報償金の算出方法

報償金の算出は、前（エ）の額に（オ）の交付率を乗じて算出する。

なお、算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたとき、又はその金額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

（キ） 交付時期

毎年1月中とする。

(ク) 交付事務の所管

総務局税務課とする。ただし、交付通知は西部が税務課の指示により行う。

## 2. 課題・問題点（システム）

軽油引取税の申告は軽油引取税納入申告書に軽油の納入数量明細書、課税済軽油証明書、使用済免税証の添付があり、書類の量が膨大である。

県は納税義務者から申告書を受けると提出用は東広島分室で保管し、入力用を県の税務課(広島市)に通称黒カバン 100 枚綴りで送付する。税務課がパンチャー(データシステムソリューション(株))に税務トータルシステムに入力依頼し、税額を入力する。後日東広島分室に入力用が返送され、東広島分室で管理を行う。

使用済免税証は、東広島分室で OCR 読み取り機で枚数、数量を読み込み、読み込みが済んだデータは一日分がまとめて税務トータルシステムに組み込まれる。

軽油の納入数量明細書は税務課に送り、データシステムソリューション(株)に税務トータルシステムへの入力を依頼し、その入力データを PC 版軽油県配布システムに移行し、再度入力に間違いがないかの確認を終え、後日 J-LIS に計上する。

J-LIS は平成元年に軽油税の大幅な制度改革があり、軽油納入地に軽油引取税を納税するシステムに変更された際に、納入地だけではなく全国に流通する不正軽油を発見する目的で旧自治省が介入し、各都道府県に報告させるシステムとして構築された。県が入力後数か月後に全国の軽油の流通経路が閲覧できる。また元売業者、特約業者の指定通知を全国に通知しなければならないが、J-LIS に計上することで通知がされたこととされる。

## 3. 意見。（システム）

全県で J-LIS に登録し、不正軽油発見のために運用しているのは理解できるが、納税義務者の委任もなく、県が受け取った納税義務者の申告内容を勝手に流用していることは問題である。また県職員に J-LIS のことを尋ねるとどういった団体なのか答えられなかった。全県で行っているからという理由で、安易に納税義務者の情報を他の団体に提供することはあってはならない。

## 4. 課題・問題点（免税証の管理）

免税証は印刷業者に税務課が依頼して、通し番号等が印字されている。

また免税証を発行する時に、県税事務所が業者名、使用期限、数量を印字する。

東部と西部は印刷業者から運ばれた免税証を鍵付書庫で保管し、免税書発行時には印字した通し番号、印刷損じの通し番号を記載した台帳を備えつけていたが、北部は、机のキャビネットに無造作に印刷業者から運ばれた免税証を保管し、また発行時にも印字した通し

番号や印刷損じの通し番号の管理を行っておらず、帳簿（月ごとに枚数照合、残枚数のチェック）はあるが、使用された補助簿等の記録がなかった。

【軽油引取税免税証】

軽油引取税免税証  
広島県

リットル

免税軽油使用者 第 号 交付  
交 付  
まで有効

販売業者  
の所在地  
氏名又は  
名 称

軽油引取税免税証  
広島県

リットル

免税軽油使用者 第 号 交付  
交 付  
まで有効

販売業者  
の所在地  
氏名又は  
名 称

軽油引取税免税証  
広島県

リットル

免税軽油使用者 第 号 交付  
交 付  
まで有効

販売業者  
の所在地  
氏名又は  
名 称

軽油引取税免税証  
広島県

リットル

免税軽油使用者 第 号 交付  
交 付  
まで有効

販売業者  
の所在地  
氏名又は  
名 称

免税証は、自分で大切に保管し、免税軽油を購入する都度、所要数量分の枚数を記載された販売業者に提出してください。

なお、有効期限が過ぎたもの又は余った免税証は、県税事務所へ必ず返納してください。

## 【軽油引取税免税証裏面】

※ 免税証の裏面は、裏面の逆方向に読み書きしてください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>販売業者の氏名又は名称<br/>上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。<br/>令和 年 月 日</p> <p>住 所<br/>業種名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">この枠内は機械で処理しますので汚さないでください。</p> <p>注 意 1 免税証に交付印のないものは無効です。<br/>2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。<br/>3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。</p> <p style="text-align: right;">04473979 - c</p> | <p>販売業者の氏名又は名称<br/>上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。<br/>令和 年 月 日</p> <p>住 所<br/>業種名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">この枠内は機械で処理しますので汚さないでください。</p> <p>注 意 1 免税証に交付印のないものは無効です。<br/>2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。<br/>3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。</p> <p style="text-align: right;">04473979 - d</p> |
| <p>販売業者の氏名又は名称<br/>上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。<br/>令和 年 月 日</p> <p>住 所<br/>業種名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">この枠内は機械で処理しますので汚さないでください。</p> <p>注 意 1 免税証に交付印のないものは無効です。<br/>2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。<br/>3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。</p> <p style="text-align: right;">04473979 - A</p> | <p>販売業者の氏名又は名称<br/>上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。<br/>令和 年 月 日</p> <p>住 所<br/>業種名及び氏名</p> <p style="text-align: center;">この枠内は機械で処理しますので汚さないでください。</p> <p>注 意 1 免税証に交付印のないものは無効です。<br/>2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。<br/>3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。</p> <p style="text-align: right;">04473979 - B</p> |

## 5. 指摘（免税証の管理）

免税証は軽油を無税で引き取るための証明書である。

免税証の管理は印刷業者から取得した時から免税証の発行時まで厳重な管理を要する書類である。机のキャビネットの中で管理台帳もなく雑然と備え付けておけばよい書類ではない。早急に管理体制を見直すべきである。

また、免税用紙の枚数だけでなく、使用された日付等の記録もつけるべきであると考え。県では用紙のナンバリングによって枚数の確認を行っているが、それだけでなく、いつ使用されたかの記録をつけることにより、適正な保管・整理ができると考えるからである。

## 6. 課題・問題点（免税証発行時）

免税証発行時において、県税事務所は免税証を発行する者本人あるいは関係者を来所させ、チェック項目のチェックさせている。その際の記入事項は以下の通りである

免税証の使用にあたっては、次の注意事項を遵守します。

確認年月日 令和 6 年 7 月 3 日

記入者氏名 XXXXXXXXXX

免税軽油使用者との関係 ☐ 本人 ☒ その他（ 従業員 ）

免税証の使用にあたっては、次の注意事項を遵守します。

確認年月日 令和 6 年 9 月 20 日

記入者氏名

免税軽油使用者との関係 ☐ 本人 ☒ その他 ( 事務員 )

## 7. 意見（免税証発行時）

免税証発行時に誓約書としてチェックシートにチェックさせるのであれば、事前に法人であれば代表取締役チェックシートを手渡し、チェックさせるべきであり、個人でも本人以外が来所する際には本人にチェックさせるべきである。また免税証は使用者本人に手渡すべきであることから、本人または代表取締役以外の者が来所する場合には、個人本人または法人の代表取締役からの委任状を持参させるべきである。

中小企業においては社員証が存在しない法人も多々あり、まして個人事業主の従業員の従業員かどうかの確認は困難であるとする。

注意事項は免税証の発行を受ける本人が遵守すべきことである。

## 8. 課題・問題点（免税軽油使用者証）

有効期間は、交付日から3年  
令和 7 年 8 月 29 日まで有効

令和 4 年 8 月 30 日 交付 令和 6 年 3 月 31 日 まで有効

広 第 〇〇 号

免税軽油使用者証

広島県 西部 県税事務所長

住所又は事務所  
若しくは事業所所在地 広島市 〇〇 〇〇 〇〇

業 種 造船

氏名又は名称 〇〇 〇〇

|                       |                 |         |  |  |  |  |
|-----------------------|-----------------|---------|--|--|--|--|
| 機 械、車 両 又 は 設 備 の 明 細 | 所 在 地           | 〇〇 〇〇   |  |  |  |  |
|                       | 名 称             | No. 1   |  |  |  |  |
|                       | 所有者の氏名<br>又は名称  | 〇〇 〇〇   |  |  |  |  |
|                       | 型 式             | ヤマハ発動機製 |  |  |  |  |
|                       | 軸 馬 力           | 50PS    |  |  |  |  |
|                       | 燃 焼 方 式         | 直噴噴射式   |  |  |  |  |
| 台 数                   | 1               |         |  |  |  |  |
| 用 途                   | 船舶              |         |  |  |  |  |
| 記 載 年 月 日             | 令和 4 年 8 月 30 日 |         |  |  |  |  |

免税軽油使用者の注意事項

- この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。
- 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引当税を道府県に納付しなければなりません。
- この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにしてください。
- この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には県税事務所長に届け出てください。

第十六号の十九様式（第八号の二十八関係）

上記の通り、免税軽油使用者証には機械、車両又は設備の明細として免税軽油を使用できる機械等が特定されている。免税軽油使用証の発行申請時には県職員が現地に赴き、軽油を使用する機械等の確認を行い、特定している。

## 9. 意見（免税軽油使用者証）

機械等には販売業者が直に給油するわけではなく、通常はタンクに配送依頼して給油され、貯蔵しているものを免税軽油使用者の交付を受けた者が自分で給油する。

実際には 100 ㍓免税軽油を購入し 80 ㍓は機械等に使用して残りの 20 ㍓を他の用途に使用していたとしても確認するすべがない。使用歴として免税軽油を機械等に給油した日時と使用数量の記載を条件にしているが、免税軽油使用者が偽った事実を記載しても確認するすべがないのが現状である。県職員が手間と時間をかけて免税軽油使用者証の発行や免税証の発行を行っているが、肝心のすべての免税軽油が申請通りの用途に使用されているかどうかの確認ができていないことは問題である。

#### 10. 課題・問題点（申告書及び納付書のプレプリント）

軽油引取税は東広島分室が担当しており、書類の保管等は東広島分室で行っている。

軽油引取税の申告書と納付書のプレプリントは量が膨大であるため、税務課で印刷を行い、東広島分室が回収に行っている。

具体的には毎年1月20日過ぎに印刷済の連絡が税務課から入り、東広島分室から車で税務課まで取りに行く。量は段ボール箱20箱程度である。大量なので、県の通送郵便が使用できず、東広島分室から直接取りに行っているようである。2月中旬には東広島分室から各特別徴収義務者に送付されている。

#### 11. 指摘（申告書及び納付書のプレプリント）

申告書と納付書は個人情報に記載されている。職員が輸送時に紛失の可能性もある。

東広島分室で印字ができないのであれば、税務課から特別徴収義務者に送付すればよい。

東広島分室から税務課に期間限定で作業のため出向することも可能ではないかと考える。

申告書等を移動させることを無くし、申告書等の紛失が起らないよう努めるべきである。

#### 12. 課題・問題点（市町交付金）

県は、期限内申告を行った特別徴収義務者に対して、期限内に納入された税額を基に2.5%報償金を支払っている。

市町交付金を政令指定都市である広島市に支払っているが、前述⑨の計算式を見ると、期限内に納入された額をベースにしており、県が支払っている報償金を考慮されていない。

#### 13. 意見（市町交付金）

市町には、軽油引取税の純額（軽油引取税の期限内納入額－報償金の額）をベースに支払うべきである。報償金の負担を市町にも負担させるべきである。

#### 14. 課題・問題点（軽油引取税報償金交付要綱）

県は軽油引取税報償金交付要綱により、特別徴収義務者に対して、報償金を支払っている。令和5年度の報償金の額は563,122,000円である。この金額のうち222,664,000円を広島県軽油引取税納税組合に支払っている。広島県軽油引取税納税組合は組合員から県の軽油引取税報償金の受取を委任する委任状を受け取っており、県もその委任状の写しの提出を受けている。県は報償金を支払う際には軽油引取税報償金交付通知書を対象者に送付しているが、実際に対象者が受け取っている金額は、広島県軽油引取税納税組合の組合費を控除した金額が支払われている。

#### 15. 指摘（軽油引取税報償金交付要綱）

軽油引取税交付要綱には、交付対象者を軽油引取税の特別徴収義務者と規定しており、委任があれば、交付対象者以外の組合が報償金の受取ができる旨の規定がない。

熊本県には組合に対する報償金の支払いについての規定がある。

県も軽油引取税報償金交付要綱の見直しが必要である。

#### 16. 課題・問題点（令和5年度中国四国一斉高速道路等軽油抜取調査）

県は軽油引取税の調査として、路上での軽油の抜取調査を行っている。

以下は、調査の報告書の一部であるが分析結果の比重においてすべての報告書を手書きで訂正している。手書きで訂正した理由として、分析業務に不慣れのため比重を油温 15℃の換算比重で記入すべきところを換算前の数値を記入していたためとの説明を受けた。

| ※分析結果    |       |       |    |            |      |      |
|----------|-------|-------|----|------------|------|------|
| 分析年月日    | 比重    | クマリン  | 精密 | 硫黄分        | クマリン | ガスクロ |
| 05.11.16 | 0.828 | 0.130 | %  | ppm        | %    | %    |
| 採取番号     |       | 通知年月日 |    | 5.12.18 通知 |      |      |
| 1100     |       |       |    |            |      |      |

| ※分析結果    |       |       |    |            |      |      |
|----------|-------|-------|----|------------|------|------|
| 分析年月日    | 比重    | クマリン  | 精密 | 硫黄分        | クマリン | ガスクロ |
| 05.11.16 | 0.828 | 0.135 | %  | ppm        | %    | %    |
| 採取番号     |       | 通知年月日 |    | 5.12.18 通知 |      |      |
| 1101     |       |       |    |            |      |      |

#### 17. 指摘（令和5年度中国四国一斉高速道路等軽油抜取調査）

上記問題点について、県は分析装置の扱いが困難であり、誤作動があったためという回答を受けたが、分析装置の扱いが困難であれば、調査当日において専門家に依頼し、正しい数値を導きだせる状態で調査を行わなければならないと考える。

また、今後の抜取調査において検査の適正化を図るためにも安定的かつ扱いの易い装置を取り入れることが必要であり、県職員の業務への負担も軽減される。

#### 18. 課題・問題点（トリガー条項について）

軽油引取税の税率は平成5年12月1日より暫定税率である32,100円/キロリットルであり、標準税率は15,000円/キロリットルである。

平成22年に暫定税率が廃止され、当分の間、現在の暫定税率を維持し、原油価格の異常な高騰が続いた場合には本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を廃止する規定(通称「トリガー条項」)が定められたが、翌年「トリガー条項」の適用を当分の間停止する規定が定められている。(平成23年4月27日施行)

## 19. その他（トリガー条項について）

軽油引取税は都道府県が道路に関する費用に充てるため及び道路法 7 条 3 項に規定する政令指定市に対し道路に関する費用に充てる財源を交付するために昭和 31 年に都道府県の目的税として制定されたが、平成 21 年に道路整備のあり方と特定財源のあり方の見直しが行われ、一般財源化がされ普通税となった。

国会でガソリン税の撤廃が検討される中、軽油に関しても高値高騰の状態が続いており、運送業者等に大きな影響が出ている。トリガー条項が東日本大震災の復興のため停止している状態だが、軽油取引税もガソリン税と同様の審議が行われて当然であるため、県から国に対して、軽油引取税の撤廃あるいは標準税率への税率変更等の働きかけが必要ではないかと考える。